# 新旧対照表

○愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画

新	旧
愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への 支援のための施策の実施に関する基本計画	愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
目 次	目 次
1 基本的な考え方	1. 計画の改定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2. 計画の基本的な考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 策定の趣旨       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 基本的な理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2 本県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) 本県の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(4) DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援に取り組む主な民間 支援団体の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	3. 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(1) 基本目標 I 暴力の根絶を目指す社会づくり・・・・・・・・・8	(1) 基本目標 I 暴力の根絶を目指す社会づくり・・・・・・・・・・・7
重点目標1 配偶者からの暴力の防止のための意識啓発の推進・・・・・・8	重点目標1 配偶者からの暴力の防止のための意識啓発の推進・・・・・・7
重点目標2 若い世代における交際相手からの暴力の防止・・・・・・・10	重点目標2 若い世代における交際相手からの暴力の防止 ・・・・・・・ 9
重点目標3 職務上関係する者の資質向上を目指した研修や啓発の充実・・・11	
重点目標4 情報収集の推進・・・・・・・・・・・・・・12	
(2) 基本目標Ⅱ 保護体制の整備・・・・・・・・・・・・・・13	, , _ , , , , , , , _ , , , , _ , , , ,
重点目標1 相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・13	
重点目標2 一時保護体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・17	
重点目標3 被害者保護体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・19	
(3) 基本目標Ⅲ DV被害者及び困難な問題を抱える女性の自立支援・・・・・・20	
重点目標1 自立支援に向けた体制の整備・・・・・・・・・・・・21	重点目標1 自立支援に向けた体制の整備 ・・・・・・・・・・ 21
重点目標2 同伴児童に対するケアと支援の推進・・・・・・・・・24	重点目標2 同伴児童に対するケアと支援の推進 ・・・・・・・・ 24
(4) 基本目標IV 関係機関等の連携・・・・・・・・・・・・25	(4) 基本目標IV 関係機関等の連携 ・・・・・・・・・・・・・ 26

新	旧
重点目標1 関係機関等の連携強化・・・・・・・・・・・・26	重点目標1 関係機関等の連携強化 ・・・・・・・・・・・・ 26
重点目標2 市町のDV及び女性支援施策の推進・・・・・・・・・27	重点目標2 市町のDV施策への支援 ・・・・・・・・・・・27
重点目標3 民間支援団体との協働体制の整備・・・・・・・・・28	重点目標3 民間支援団体との協働体制の整備 ・・・・・・・・・28
5 計画の期間・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・29	
	〈参考〉 今回の基本計画改定に至る経緯・・・・・・・・・・・ 31
〈資料〉	〈資料〉
配偶者からの暴力の相談状況・・・・・・・・・・・・・・・・32	
県の女性相談支援員等における相談対応状況・・・・・・・・・・35	配偶者からの暴力の相談状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
県女性相談支援センターによる一時保護実施状況・・・・・・・・・・37	配偶者からの暴力による一時保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・ 40
市町の女性相談支援員における相談対応状況・・・・・・・・・・・39	配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について
えひめ性暴力被害者支援センター(ひめここ)相談状況・・・・・・・・・41	(平成13年10月~平成25年12月)・・・・・・・・・・・・・・・41
県内の相談支援機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定委員会設置要綱 (平成18年2月策定時) ・・・・・・・・・・・・・・・42
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定委員会委員名簿 ・ 45
	愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議設置要綱 ・・・・・・・ 46
	愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議委員名簿 ・・・・・・・ 47
	愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会会則 ・・・・・・・・ 48
	愛媛県配偶者暴力相談支援センター・・・・・・・・・・・・・ 51
	愛媛県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・52
	愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例・・・・・ 59 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・・・・・・・・ 61
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要(チャート) ・・・・ 74
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する
	基本的な方針(概要)・・・・・・ 75

### 1 基本的な考え方

#### (1) 策定の趣旨

ます。

この問題の背景には、男女の対等なパートナーとしての意識の欠如や女性の経済的自立 な課題です。

保護等のための施策に関する基本方針」(以下、「DV防止基本方針」という。)に即し、パートナーシップえひめ21~において、重点目標の第1に「女性に対する暴力の根絶」を 平成18年2月に、本県の実情に合った「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 掲げました。さらに、平成14年4月に施行した愛媛県男女共同参画推進条例においては「何 等に関する基本計画」を策定し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの|人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・ 暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)の防止と被害者の保護に「バイオレンスをはじめとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。」 関する施策に取り組んできました。さらに、平成27年12月に決定された国の第4次男女共と規定し、女性に対する暴力の防止に積極的に取り組んできました。 同参画基本計画に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを平成32年」 女性に対する暴力の中でも、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下 は平成30年9月に性暴力被害者やその家族等を支援するため、「えひめ性暴力被害者支援|とされ表面化しにくかったことから、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害 センター(ひめここ)(以下、「ひめここ」という。)」を設置し、365日24時間体制で被者の保護に関する法律」(以下(通称)「DV防止法」という。※)が公布され、国及び 害者からの相談受付を行っています。

一方、婦人保護事業は、昭和31年制定の旧売春防止法に基づき、売春を行うおそれのあました。 る女子を保護する事業として発足し、平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づき、旧売春防止ト(以下「支援センター」という。)の機能を果たす施設として位置づけ、被害者からの 法における旧婦人相談所、旧婦人相談員及び旧婦人保護施設は、配偶者等からの暴力被害、相談業務や一時保護業務等様々な取組みを行ってきました。 者への支援の受け皿として位置づけられてきた経緯があります。しかしながら、女性を巡 る問題は、配偶者等からの暴力を始め、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻、生活困窮なけたほか、県は国の定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関す ど多様化、複雑化する中、コロナ禍によって居場所のない若年女性の存在が顕在化し、様々る基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に即して、県の基本計画を定めることと な困難を抱える女性たちについても婦人保護事業の枠組みの中での対応では不十分な面が「されました。このことを受け、本県では、平成18年2月に、本県の実情に合った「愛媛 ありました。

このため、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた一被害者の保護に関する施策に取組んできました。 「女性支援法」という。)が成立しました。加えて、令和5年3月には、国から「困難な|直しが行われたことにより、平成21年2月に本県の基本計画を改定しました。 問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(以下、「女性支援基本 このたび、平成26年1月にDV防止法の一部改正とそれに伴う基本方針の見直しが行われ 方針」という。)が示されました。

### 計画の改定にあたって

男女共同参画社会は、個人としての尊厳が重んぜられることなど男女の人権がともに尊り男女共同参画社会は、個人としての尊厳が重んぜられることなど男女の人権がともに尊り 重される社会ですが、この社会の実現を阻害する要因のひとつに女性に対する暴力があり「重される社会ですが、この社会の実現を阻害する要因のひとつに女性に対する暴力があり

この問題の背景には、男女の対等なパートナーとしての意識の欠如や女性の経済的自立 の困難さなどがあり、構造的問題として社会全体で解決に取り組まなければならない重要|の困難さなどがあり、構造的問題として社会全体で解決に取り組まなければならない重要| な課題です。

このような認識のもと、本県では、国の定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の」このような認識のもと、本県では、平成13年5月に策定した愛媛県男女共同参画計画~

までに各都道府県に最低1か所設置する」との成果目標が設定されたことを受け、本県で|「DV」という。)は、外部からの発見が困難な家庭内で行われることや、夫婦間の問題| 地方自治体には配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務があることが明記され

平成14年4月には、婦人相談所及び男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センタ

平成16年のDV防止法の改正により、DVの定義の拡大や保護命令制度の拡充等がされ 県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DVの防止と

適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するこ 平成20年には、市町におけるDV防止基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの とを目的として、令和4年5月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、 設置について市町の努力義務とすること等を内容とするDV防止法改正及び基本方針の見

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされ

本計画は、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策を効果的に推進たことや、同年3月に「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推

するとともに、令和6年4月施行の女性支援法や女性支援基本方針の内容を受け、困難な|進条例」が施行されたことにより、本県の基本計画を改定しました。 問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々 の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すため策定するものです。

「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」の前文にも 規定しているように、地域社会、市町、県、行政機関、民間団体等が相互に連携して、県 民総ぐるみで暴力と虐待の防止、被害者の保護及び被害者等の支援に取り組むことが必要 であり、特に、住民の生活を守る身近な行政主体である市町と、市町を広域的な観点から 支援する県とが、適切な役割分担の下に取り組むことが重要であることから、今後も、市 町をはじめとする関係機関等と一層緊密な連携を図り、本県におけるDVの防止と被害者 の保護に関する施策に効果的に取り組み、暴力を容認しない社会の実現に向け更に努力い たします。

※平成26年の法改正により、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律」に改められました。

# (2) 計画における施策の対象者

本計画においては、DVを、DV防止法に定められている「配偶者(婚姻の届出をして いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの身体に対する暴力又はこれ に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、 その者が離婚し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者か ら引き続き受ける身体に対する暴力等を含む)」と定義して、交際関係にある同性間でも 暴力が行われることがあることや、外国人、障がい者、高齢者、男性、性的マイノリティ など多様な被害者がいることにも留意し、「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権 侵害である。」という共通認識のもとに、この問題を夫婦等の間の個人的問題ではなく、 社会全体の問題としてとらえ、解決に向けて取り組んでいきます。

また、女性支援法では、支援対象者について「性的な被害、家庭の状況、地域社会との 関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱 える女性(そのおそれがある女性を含む。)」と規定されています。このような状況に当 てはまる者であれば、年齢や障害の有無、国籍等を問わず支援の対象となるものであり、 支援対象者の意思を尊重した上で、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた 最適な支援が提供されるよう努めていきます。性自認が女性であるトランスジェンダーの 者については、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関と連携して可能な支援を検討しま

なお、本計画に基づく取組みについて、効果や課題等について検証し、既存の取組みの

新	旧
見直しや新たな取組みの検討等を行っていきます。	
(a) 17 a 4 = 31	
(3) 計画の位置づけ +計画は DVVは ) 大統 0.4 の 0.6 1 では サウナス 計画 ) 大地 大阪 大統 0.4 第 1 できま	
本計画は、DV防止法第2条の3第1項に規定する計画と女性支援法第8条第1項に規定する計画と女性支援法第8条第1項に規定する計画と女性支援法第8条第1項に規定する計画と女性支援法第8条第1項に規定する計画と女性支援法第8条第1項に規	
定する計画を一体的に策定するものです。	2 計画の基本的な考え
	(1) 基本的な理念
	(1) 基本的な理念 あらゆる暴力の根絶に向け、異なる人格を認め合い、お互いの人権が尊重される男女共
	同参画社会づくりを進めていくうえで、女性に対する暴力、とりわけDVを根絶すること
	は重要な課題です。
	この計画においては、DVを、DV防止法に定められている「配偶者(婚姻の届出をし
	ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの身体に対する暴力又はこ
	れに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後
	に、その者が離婚し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった
	者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む)」と定義して、「DVは、犯罪となる
	行為をも含む重大な人権侵害である。」という共通認識のもとに、この問題を夫婦間の個
	人的問題ではなく、社会全体の問題としてとらえ、解決に向けて取り組んでいくとともに、
	その効果について検証し、既存の取組みの見直しや新たな取組みの検討等を行っていきま
	す。
	なお、DV防止法において、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に
	類する共同生活を営んでいないものを除く。) をする関係にある相手からの暴力(当該関係
	にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴
	力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者か
	ら引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について、DV
	防止法の規定を準用することとされていることから、基本計画の内容についても、DV防
	止法と同様、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び当該暴力を
	受けた者について準用することとします。
2 本県の現状	(2) 本県の状況
	アリスには、アルファンスを表現している。
	平成21年度に県が実施した「愛媛県男女共同参画に関する世論調査」によると、DVと
	いう言葉を知っている人は86.9%、支援センターを知っている人は61.1%で、周知度は比

新

旧

較的高い状況です。

一方、配偶者から暴力を受けたことのある人は24.4%いますが、そのうちで警察に相談 した人は1.9%、人権擁護委員等に相談した人は0.8%、その他の公的な機関に相談した人 は0.4%、支援センターに相談した人は0.0%とかなり低い状況です。

#### (1) 相談支援機関の設置状況

本県では、平成27年4月より福祉に関する窓口を一元化し、中央児童相談所、婦人相談 所(現女性相談支援センター)、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所を「福 祖総合支援センター」に組織統合するとともに、東予及び南予児童相談所にはそれぞれ東 予及び南予地方局の婦人相談員(現女性相談支援員)を移転配置することで、「子ども・ 女性支援センター」として相談機能の強化を図っており、住民に身近な市町でも、県内6 市において女性相談支援員を配置し、DV被害を始めとして悩みを抱える女性を対象に相 談支援を行っています。

また、DV防止法に基づき、平成14年4月から女性相談支援センターと愛媛県男女共同 参画センターを、平成25年8月から新居浜市配偶者暴力相談支援センターを「配偶者暴力 相談支援センター」の機能を果たす施設に位置付け、DV被害者からの相談対応や一時保 護など様々な支援を行っています。加えて、性暴力・性被害を受けた女性を支援するため、 平成30年9月から「ひめここ」を開設し、被害者本人や被害を把握した方からの相談に対 応するとともに、必要に応じて病院や警察、法律相談、心理相談など関係機関と連携した 支援を行っています(男性からの相談も対応)。

- (注) 本計画において、「配偶者暴力相談支援センター」の表記は、女性相談支援セン ターが有する配偶者暴力相談支援センター機能を含みます。
- (2) 相談支援機関における相談対応状況
- ① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

す。 コロナ禍でDV被害の潜在化が懸念される中、 令和2年4月には国が「DV相談+(プす。 ラス)」を開設するなど、各種相談窓口の充実もあって、全国的にも高水準で推移してい ます。【巻末図表①】

また、女性からの相談は595件、男性からの相談は13件となっており、相談者の性別は女 |性がほとんどを占めています。年代別では30~40歳代が約6割と多くを占め、20歳代以下 は約1割と少ない状況となっています。 【巻末図表②】

# イ 配偶者暴力相談支援センターでの相談件数

本県の配偶者暴力相談支援センターにおいて、来所や電話等で受けた相談件数は、令和 本県の支援センターでの相談について、相談者のほとんどは女性であり、平成14年度に 4年度は608件となっており、5年前の平成30年度の642件から横ばいの状態が続いていまは220件であった相談は増加し、平成25年度には851件と約4倍近い相談が寄せられていま

> なお、内閣府が取りまとめた、平成25年度の全国の相談件数は99.961件で、平成14年度 の35,943件の約2.8倍になっています。

#### ② 女性相談支援センターにおける相談件数

令和4年度に相談を受けた件数は1,665件で、相談の主訴は相談者の精神的問題に関する ものが最も多く、全体相談件数の4割となっており、次いで離婚問題などの家族、人間関 係に関するものが多くなっています。夫等(配偶者(事実婚を含む。))からの暴力に関 する相談は3番目に多く、全体の2割程度となっています。【巻末図表③】

また、平成30年度から令和4年度の5年間に一時保護された女性は111人、その同伴家族 ウ 配偶者からの暴力による一時保護の状況 は106人になっています。一時保護された女性の保護理由は、7割以上が夫等からの暴力と なっており、年代は30~40歳代が約半数を占めています。同伴家族の内訳としては、1歳~らの暴力を理由とした一時保護者数は、平成14年度は25人(同伴者数17人)であったもの 未就学児が一番多くなっています。

過去5年間に一時保護された者のうち、一時保護委託の件数は6件となっており、主な 委託先は母子生活支援施設となっています。

#### ③ 市町の女性相談支援員における相談件数

令和4年度に県内の婦人相談員配置市で相談を受けた相談件数は3,203件となっており、 主訴別でみると最多が離婚問題、次に多いのが経済問題(求職、生活困窮など)、3番目 が夫等からの暴力となっています。

### ④ ひめここにおける相談件数

ひめここで受け付けた相談件数は、平成30年9月に開設以降、増加傾向にあり、令和4 年度においては、584件で最多となりました。被害者の年代については、『不明』を除くと、 20歳代が127件と最も多く、次いで10歳代以下が82件と多くなっています。 開設以降の累計 では、20歳代以下からの相談が3割を超えており、30歳代を含めた若年層になると、4割 以上となっています。

また、令和4年度の被害からの経過時間については、『72時間以内』の短期事案が37件 であった一方、『72時間超から6か月未満』が199件、『1年以上から10年未満』が71件あ り、中・長期事案に関する相談もありました。

# (3) 保護命令の発令状況

DV防止法では、被害者が配偶者からの更なる暴力により、生命または身体に重大な危 害を受けるおそれが大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が退去命令や接近禁止 害を受けるおそれが大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が退去命令や接近禁止 命令等の保護命令を発することができます。

保護命令の発令件数について、同法が施行された平成13年10月から平成20年までは増加 法律が施行された平成13年10月から平成25年12月までの全国での保護命令発令件数は 傾向でしたが、その後は停滞し、近年は減少が続いており、令和5年3月までの全国での25,271件で、このうち県内での発令件数は310件です。 発令件数は4万1,558件となっています。このうち県内での発令件数は521件で、全国の発

婦人相談所では、被害者の意思に基づいて、被害者の一時保護を行っていますが、夫か が、平成25年度には37人(同伴者数29人)に増加しています。

### エ 保護命令の発令状況

DV防止法では、被害者が配偶者からの更なる暴力により、牛命または身体に重大な危 命令等の保護命令を発することができます。

新

令件数のうちの1.3%程度となっています。

(4) DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援に取り組む主な民間支援団体の活動状況

#### ①愛媛県女性保護対策協議会

昭和32年に売春防止法の施行に伴い発足した同会は、「売買春をなくし、住みよい明るい社会の実現」を目指し、長年にわたり本県の女性の人権擁護と自立支援に取り組んでおり、平成25年からは「女性のための夜間電話相談」(県委託事業)を通し、女性が抱える様々な悩みから電話相談に対応しています。

令和4年度に同会が対応した電話相談件数は1,298件となっており、相談内容は職業・職場関係の相談が18.9%と最多で、配偶者等からの暴力を含む夫婦や親族関係などの人間関係に関する相談が13.9%と2番目に多くなっています。また、相談者の年代は50~60歳代が約8割を占め、20歳代以下は約1%となっています。

また、女性相談支援センターと連携して、一時保護所及び女性自立支援施設入所者への支援を積極的に行っています。

### ②公益財団法人えひめ女性財団

男女共同参画社会の実現に寄与するため、平成3年4月に設立した同財団では、県男女共同参画センターの管理運営(配偶者暴力相談支援センターとしての相談業務含む)のほか、男女共同参画に関する意識啓発や交流促進、女性の文化活動・地域活動等への援助、ひめここの運営等に取り組んでいます。

令和4年度に同財団が対応した相談件数(ひめここ除く)は2,090件(内訳は総合相談1,886件、心理相談179件、法律相談25件)となっており、DVや家庭、暮らしに関する相談が寄せられています。また同財団では、令和3年度から男性相談を行っており、令和4年度の相談実績は23件となっています。

# ③NPO法人新居浜ほっとねっと

女性の社会的地位向上と子どもの人権擁護に取り組む同法人では、DV被害者に対する電話や面接相談のほか、必要に応じて同行や訪問支援に取り組んでいます。令和4年度に同法人が対応した相談件数は239件となっており、相談者は主に40~60歳代の女性で、DVや家庭に関する相談が寄せられています。

# ④NPO法人ささえる

同法人は、現役の医療・福祉専門職が中心となり、生活困窮など様々な地域課題につ

いて、支援ネットワークを構築しながら、高齢者や障がい者、生活困窮者、DV被害者、 ひとり親世帯など支援を必要とする者を幅広く受け入れ、住まい支援や生活支援、居場 所づくり、就労訓練など、地域で暮らしていくために必要な支援を一体的に行っていま

特に、同団体が実施する緊急シェルター事業では、DV被害者や生活困窮者など困難 な問題を抱える女性を対象に、令和元年10月の開始以降、令和5年3月末までに延べ12 名に対して緊急的な住まいを提供しています。また、住まい探しや生活基盤の確立が困 難な方には、住まい探し支援や行政手続き支援、困りごと相談など伴走支援に取り組ん でおり、平成30年1月の開始以降、令和5年3月末までに延べ31名を支援しています。

#### 3 計画の体系

この計画では、DVの防止を図るとともに、DV被害や性的な被害、家庭の状況、地域
この計画では、DVを防止し被害者の保護を図るために、国の基本方針を踏まえたうえ 社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難を「で、本県の実情を勘案して、 抱える女性(そのおそれのある女性を含む)に対して包括的かつ切れ目のない支援を行う ため、国の基本方針を踏まえたうえで、本県の実情を勘案して、

- I 暴力の根絶を目指す社会づくり
- Ⅱ 保護体制の整備
- Ⅲ DV被害者及び困難な問題を抱える女性の自立支援
- IV 関係機関等の連携
- の4つの基本目標を設定しています。

この4つの基本目標に沿って12の重点目標を掲げるとともに、重点目標を達成するため この4つの基本目標に沿って12の重点目標を掲げるとともに、重点目標を達成するため の今後の取組みをわかりやすく整理しました。

### (3) 計画の体系

- ① 暴力の根絶を目指す社会づくり
- ② 保護体制の整備
- ③ 被害者の自立支援
- ④ 関係機関等の連携

の4つの基本目標を設定しています。

の今後の取組みをわかりやすく整理しました。

		新				旧
○基本計画	の体え	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	○ţ	女定基本	計画	可の体系
基本目標	重	点目標	1	基本目標	重	点目標
					ı	一今後の取組み
	1	配偶者からの暴力の防止のための意識啓発の推進			1	配偶者からの暴力の防止のための意識啓発の推進
		①県民に対する広報活動の充実				①県民に対する広報活動の充実
		②市町に対する広報活動の働きかけ				②市町に対する広報活動の働きかけ
		③地域及び職場での人権教育の推進				③地域及び職場での人権教育の推進
		④学校等での人権教育、「生命(いのち)の安全教育」の推進				④学校等での人権教育の推進
		⑤外国語、点字による支援情報の提供	,	п		⑤外国語、点字による支援情報の提供
	2	若い世代における交際相手からの暴力の防止		县	2	若い世代における交際相手からの暴力の防止
暴   力		①若い世代に対するデートDV・性暴力防止啓発講座の開催		暴力の		①若い世代に対するデートDV防止啓発講座の開催
の   根		②被害者相談窓口の周知				②被害者相談窓口の周知
の根絶を目指す社会づ	3	職務上関係する者の資質向上を目指した研修や啓発の充実		絶を	3	職務上関係する者の資質向上を目指した研修や啓発の充実
		①被害者支援に関わる職員に対する研修		目		①被害者支援に関わる職員に対する研修
捍		②子どもへの対応が必要な職員に対する研修		す   社		②子どもへの対応が必要な職員に対する研修
社   会			③医療関係者への啓発			
づく			④人権擁護委員、民生児童委員等への啓発			
1)		⑤社会福祉関係職員等への啓発	'	')		⑤社会福祉関係職員等への啓発
	4	情報収集の推進			4	情報収集の推進
		①DVの実態調査				①DVの実態調査
	②被害者の意識に関する調査				②被害者の意識に関する調査	
		③多様な被害者に関する情報収集				③多様な被害者に関する情報収集
		④加害者の更生に関する情報収集				④加害者の更生に関する情報収集
	1	相談体制の充実			1	相談体制の充実
		①女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センター機能の強化				①配偶者暴力相談支援センター機能の強化
		②市町の相談体制整備への働きかけ				②市町のDV被害相談体制整備への働きかけ
		③休日・夜間相談窓口の充実				③休日・夜間相談窓口の充実
		④外国語、点字による支援情報の提供 (再掲)				④外国語、点字による支援情報の提供 (再掲)

	新	旧	
ロ 保護体制の整備	新	旧	
	②警察の対応 ③学校、保育所等への協力要請 ④市町住民基本台帳事務担当窓口での対応 ⑤司法手続に関する支援	②警察の対応 ③学校、保育所等への協力要請 ④市町住民基本台帳事務担当窓口での対応 ⑤司法手続に関する支援	
日 DV被害者	1 自立支援に向けた体制の整備 ①県民に対するDV及び女性支援施策の広報活動の実施(一部再掲) ②女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援 ③施設への入所支援 ④被害回復支援	日 1 自立支援に向けた体制の整備 D V では、	

	新	
及び困難な問題を抱える女性の自立支援	⑤住宅の確保・情報提供 ⑥就業への支援 ⑦経済的自立に向けた支援 ⑧医療保険、年金の情報提供 ⑨子どもの就学、保育の情報提供 ⑩退所者に対する支援(一部再掲) ⑪民間支援団体等との連携強化 2 同伴児童に対するケアと支援の推進 ①同伴児童への支援(再掲) ②児童相談所の支援 ③学校、保育所等への協力要請(再掲) ④同伴児童の安全確保	<ul> <li>③住宅の確保</li> <li>④就業への支援</li> <li>⑤経済的自立に向けた支援</li> <li>⑥医療保険、年金の情報提供</li> <li>⑦子どもの就学、保育の情報提供</li> <li>⑧退所者に対する支援(一部再掲)</li> <li>⑨民間支援団体との連携強化</li> <li>②に間支援団体との連携強化</li> <li>②に関連を受験の指進</li> <li>①同伴児童への支援(再掲)</li> <li>②児童相談所の支援</li> <li>③学校、保育所等への協力要請(再掲)</li> <li>④同伴児童の安全確保</li> </ul>
IV 関係機関等の連携	1 関係機関等の連携強化 ①関係機関等連携体制の充実 ②学校、保育所等との連携 ③医師会、弁護士会との連携 2 市町のDV及び女性支援施策の推進 ①市町基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター等の設置支援 ②市町の連携体制整備への働きかけ 3 民間支援団体との協働体制の整備 ①民間支援団体への支援 ②民間支援団体との連携 ③民間支援団体との連携 ③民間支援団体との協働	1 関係機関等の連携強化 ①関係機関等連携体制の充実 ②学校、保育所等との連携 ③医師会、弁護士会との連携 2 市町のDV施策への支援 ①市町基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターへの ②市町の連携体制整備への働きかけ 3 民間支援団体との協働体制の整備 ①民間支援団体への支援 ②民間支援団体との連携 ③民間支援団体との協働

新

旧

#### 4 計画の内容

#### 基本目標 I 暴力の根絶を目指す社会づくり

暴力は、性別、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。 暴力は、性別、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。 DVは、家庭の中で行われるため、表面化しにくく、被害者が生命にも関わる深刻な状況|DVは、家庭の中で行われるため、表面化しにくく、被害者が生命にも関わる深刻な状況 におかれることがあります。一方で、加害者は、配偶者に対する暴力が犯罪だという意識|におかれることがあります。一方で、加害者は、配偶者に対する暴力が犯罪だという意識 が低く、一時的に和解しても、すぐに同じことを繰り返すことが多いのも、この暴力の特が低く、一時的に和解しても、すぐに同じことを繰り返すことが多いのも、この暴力の特 徴です。また、DVは子どもに対しても影響が大きく、DVがある家庭で育った子どもは、徴です。また、DVは子どもに対しても影響が大きく、DVがある家庭で育った子どもは、 成人後もその影響が残る場合があります。

DVは、「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることを広く県民に周知する DVは、「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることを広く県民に周知する とともに、職務上関係する者に対する資質向上を目指した研修、啓発、協力要請や若い世|とともに、職務上関係する者に対する資質向上を目指した研修、啓発、協力要請や若い世| 代に対する教育、啓発活動等に努め、暴力の根絶を目指します。

### 重点目標1 配偶者からの暴力の防止のための意識啓発の推進

### 【現状と課題】

布のほか、特に「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11月12日~25日)には広報紙、「布のほか、特に「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11月12日~25日)には広報紙、 テレビ、ラジオ等による理解促進や相談窓口の周知に重点的に取り組んでいます。しかし、テレビ、ラジオ等による理解促進や相談窓口の周知に重点的に取組んでいます。しかし、 高止まりしていること等から、DVについての意識啓発を引き続き行う必要があります。 相談件数も増加傾向にあります。更に、平成21年度の男女共同参画に関する世論調査で、

り、暴力には身体的暴力だけでなく、いわゆる精神的暴力及び性的暴力等の身体に対するり、暴力には身体的暴力だけでなく、精神的、性的暴力を含み、重大な人権侵害であると 暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれ、重大な人権侵害であるという認識|いう認識を深めるために、地域や職場、学校等において今後とも継続した啓発が必要です。 を深めるために、地域や職場、学校等において今後とも継続した啓発が必要です。

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和4年11月)によると、「女性に対 する暴力や様々な悩みなどの相談窓口で知っているもの」との問いに対し、自殺対策相談 窓口が最も多い37.0%で、DV相談窓口である「女性の人権ホットライン」や「男女共同 参画センター・女性センター」は約2割にとどまっており、「知っているものはない」と

#### 3 計画の内容

#### 基本目標 I 暴力の根絶を目指す社会づくり

成人後もその影響が残る場合があります。

代に対する教育、啓発活動等に努め、暴力の根絶を目指します。

# 重点目標1 配偶者からの暴力の防止のための意識啓発の推進 【現状と課題】

- 男女の人権尊重やDVの防止について、啓発カード、パンフレット、ポスターの作成配| - 男女の人権尊重やDVの防止について、啓発カード、パンフレット、ポスターの作成配| 県に設置した配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター及び男女共同参画セン<mark>平成14年4月に県に設置した支援センター(婦人相談所及び男女共同参画センター)に寄</mark> ター)に寄せられる相談件数はセンター設置時点に比べ高水準で推移しているほか、新居1せられる相談件数はセンター設置時点に比べ高水準で推移しているほか、平成25年度に開 浜市配偶者暴力相談支援センターにも多数相談が寄せられ、また、各市町への相談件数も、設した新居浜市配偶者暴力相談支援センターにも多数相談が寄せられ、また、各市町への 暴力を受けた場合の相談先として「どこ(だれ)にも相談しなかった」との回答が56.3% に上っていることや、DVによる被害が後を絶たないこと等から、DVについての意識啓 発を引き続き行う必要があります。

DVは、社会における男女の対等なパートナーとしての意識の欠如などがその背景にあ DVは、社会における男女の対等なパートナーとしての意識の欠如などがその背景にあ

要があります。

また、交際関係にある同性間の暴力や被害者が男性、外国人、障がい者、高齢者、性的ります。 マイノリティなどの場合があること、暴力の形態には身体的・精神的・経済的・性的なも のなど多様な形があり得ることにも留意しながら、相談機関等の情報提供についても取り 組む必要があります。

なお、DV防止法には、「DVを受けている者を発見した者は、その旨を支援センター なお、DV防止法には、「DVを受けている者を発見した者は、その旨を支援センター 又は警察官に通報するよう努めなければならない」とされていることから、通報制度につ「又は警察官に通報するよう努めなければならない」とされていることから、通報制度につ いての理解促進に努めます。

### 【今後の取組み】

#### ①県民に対する広報活動の充実

DVの防止についての啓発用パンフレット等の作成配布、男女共同参画社会づくり推 進県民大会での周知、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11月12日~25日)の 県の広報紙、テレビ、ラジオ、SNS等による重点的な情報提供など、あらゆる機会を 通じてDVの防止について一層の啓発に努めます。その際、外国人や障がい者、高齢者、 男性、性的マイノリティなど多様な被害者がいることも併せて啓発します。

また、被害を受けた場合には、秘密は厳守されるので、配偶者暴力相談支援センター や警察などの相談機関に、安心して早めに相談することの周知や、裁判所への保護命令 (退去命令、接近禁止命令、電話等禁止命令等) の申立制度について分かりやすい広報 に努めます。

暴力を受けている者を発見した場合の通報については、発見者が安心して通報できる よう通報者の安全確保のため、通報者及び被害者のプライバシーの保護について十分に 配慮がなされていることなどを含め、制度についての理解促進に取り組みます。

# ②市町に対する広報活動の働きかけ

市町に対して市町の広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧等、 地域に密着した広報による啓発について働きかけます。特に「女性に対する暴力をなく す運動」期間中(11月12日~25日)に重点的に啓発を呼びかけます。

# ③地域及び職場での人権教育の推進

男女の人権の尊重やDVの防止について、地域及び職場における研修を促進するため、

の回答は33.1%に上るなど、まだまだ認知度が高いとは言えない状態です。被害にあった| そして、被害にあったら一人で悩まず早く相談することが大切で、相談窓口の連絡先な ら一人で悩まず早く相談することが大切で、相談窓口の連絡先などの周知に一層努めると「どの周知に一層努めるとともに、被害者を守るために裁判所が命じる保護命令制度の内容 ともに、被害者を守るために裁判所が命じる保護命令制度の内容等についても周知する必一等についても周知する必要があります。また、被害者には高齢者や障害者、外国人等も含 まれるので、これらの被害者に対する相談機関等の情報提供についても取り組む必要があ

いての理解促進に努めます。

#### 【今後の取組み】

#### ①県民に対する広報活動の充実

DVの防止についての啓発用パンフレット等の作成配布、男女共同参画社会づくり推 進県民大会での周知、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11月12日~25日)の 県の広報紙、テレビ、ラジオ等による重点的な情報提供など、あらゆる機会を通じてD Vの防止について一層の啓発に努めます。

また、被害を受けた場合には、秘密は厳守されるので、支援センターや警察などの相 談機関に、安心して早めに相談することの周知や、裁判所への保護命令(退去命令、接 近禁止命令、電話等禁止命令等)の申立制度について分かりやすい広報に努めます。

暴力を受けている者を発見した場合の通報については、発見者が安心して通報できる よう通報者の安全確保のため、通報者及び被害者のプライバシーの保護について十分に 配慮がなされていることなどを含め、制度についての理解促進に取り組みます。

# ②市町に対する広報活動の働きかけ

市町に対して市町の広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧等、 地域に密着した広報による啓発について働きかけます。特に「女性に対する暴力をなく す運動」期間中(11月12日~25日)に重点的に啓発を呼びかけます。

# ③地域及び職場での人権教育の推進

男女の人権の尊重やDVの防止について、地域及び職場における研修を促進するため、

講師の派遣や指導者の養成など、市町や関係団体、企業、NPOなどとの連携を図りな がら、あらゆる場において県民に向けた人権教育・意識啓発が進められるよう支援しま す。また、企業においては、社員がDV被害者となった場合は、出勤が困難となり就業 に支障が出るなど生産性の低下を招くおそれがあることから、上司や人事管理担当者等 にDV被害の悩みを相談できる雰囲気づくりに取り組むとともに、ストレス等による体 調不良や離婚調停手続き等のための有休休暇を取得しやすくするなど、DV被害者の就 業継続に向けた職場環境づくりを呼び掛けます。

## ④学校等での人権教育、「生命(いのち)の安全教育」の推進

幼稚園、小中高等学校等において、男女が互いに相手の人権を尊重するための教育が 充実されるよう市町教育委員会及び関係機関に要請します。

また、令和5年6月13日に閣議決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023 (女性版骨太の方針2023)」、令和5年7月に策定された「こども・若者の性被害防止 のための緊急対策パッケージ」を踏まえ、幼稚園、小中高等学校等において、子どもた ちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、生命の尊さを学び、性暴力の根 底にある誤った認識や行動などを正しく理解した上で、自分や相手、一人ひとりを尊重 する態度等を発達段階に応じて身に付ける「生命(いのち)の安全教育」の積極的な取 組みについて市町教育委員会及び関係機関に要請します。

# ⑤外国語、点字による支援情報の提供

配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関の連絡先等を記載したリーフレットを外 国語や点字で作成し、公共機関や医療機関に配布することにより、外国人や障がい者に 相談機関の周知を図ります。

# 重点目標2 若い世代における交際相手からの暴力の防止

### 【現状と課題】

- 若い世代の交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」が問題化しています。内閣府| 若い世代の交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」が問題化しています。内閣府 交際相手から被害を受けたことがあり、被害を受けた女性の約3割はどこにも相談してい|に「交際相手がいた(いる)」という人のうち、10.1%が「身体的暴行」「心理的攻撃」 |談先は、「友人・知人に相談した」が約2割と最も多く、約6割はどこにも相談していな|ぞれ42.6%でした。 いとしています。

講師の派遣や指導者の養成など、市町や関係団体、企業、NPOなどとの連携を図りな がら、あらゆる場において県民に向けた人権教育・意識啓発が進められるよう支援しま

#### ④学校等での人権教育の推進

幼稚園、小中高等学校等において、男女が互いに相手の人権を尊重するための教育が 充実されるよう市町教育委員会及び関係機関に要請します。

# ⑤外国語、点字による支援情報の提供

支援センターなどの相談機関の連絡先等を記載したリーフレットを外国語や点字で作 成し、公共機関や医療機関に配布することにより、外国人や障害者に相談機関の周知を 図ります。

重点目標2 若い世代における交際相手からの暴力の防止

# 【現状と課題】

「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月)によると、女性の約6人に1人は「男女間における暴力に関する調査」(平成24年4月)によると、10歳代から20歳代の頃 ないとしています。また、女性の約14人に1人が無理やりに性交等をされた被害経験があ│「性的強要」のいずれかについて交際相手から被害を受けたことがあり、被害の相談先(複 り、約3割が「交際相手・元交際相手」となっています。性交等の被害を受けた女性の相談回答)として「どこ(だれ)にも相談しなかった」、「友人・知人に相談した」がそれ

- 一方、交際相手から被害を受けたことがある女性のうち7割近くの人が「自分に自信が | デートDVとDVは婚姻関係の有無の差があるだけで、暴力をふるう背景や被害者が逃

なくなった」や「夜、眠れなくなった」等といった、「生活上の変化あり」と答えていま|げ出せない構図等その仕組みは同じであり、深刻な問題です。また、交際相手からの暴力

背景や被害者が逃げ出せない構図等その仕組みは同じであり、深刻な問題です。また、交トDVを含む。)に対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる 際相手からの暴力を容認する傾向にあることも問題です。暴力の被害経験はその後の生活関係について学ぶ機会を提供する必要があります。 にも大きな影響を与えることが考えられることから、将来にわたりDVの加害者にも被害 者にもならないために、若い世代に対しDV(デートDVを含む。)に対する正しい認識 と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供すると同 時に、もし被害にあったとしても早期に支援機関に繋がるよう、相談窓口の周知に取り組 す必要があります。

#### 【今後の取組み】

①若い世代に対するデートDV・性暴力防止啓発講座の開催

県内大学、短期大学において、大学生、短期大学生を対象としたデートDV・性暴力 防止啓発講座を開催するほか、県教育委員会と連携し、高校生を対象としたデートDV・ 性暴力防止啓発講座を開催します。なお、デートDV・性暴力防止啓発講座の開催に当 たっては、より多くの学生や生徒に学ぶ機会を提供できるよう工夫するとともに、単に デートDVや性暴力に関する知識を身につけてもらうだけではなく、その背景にある人 権侵害やジェンダー平等の必要性、自己の大切さとともに他の人の大切さを認めること や、困難に直面した場合は支援を受けることができること等の意識の醸成が図られるよ う、内容の充実に努めます。また、中学生を対象としたデートDV・性暴力防止啓発講 座の開催について検討します。

### ②被害者相談窓口の周知

若い世代が気兼ねなく交際相手からの暴力について相談できるよう、配偶者暴力相談 支援センター等の相談窓口の充実に取り組むとともに、周知を図ります。

重点目標3 職務上関係する者の資質向上を目指した研修や啓発の充実

# 【現状と課題】

係する者の適切な対応による被害者の早期発見が求められていますが、不適切な言動で、「係する者の適切な対応による被害者の早期発見が求められていますが、不適切な言動で、 被害者がさらに傷つくという二次被害があってはなりません。県、市、町、警察等の相談|被害者がさらに傷つくという二次的被害があってはなりません。県、市、町、警察等の相 担当職員に対しては、毎年研修を行い、被害者の心理やカウンセリング技術の手法等につ談担当職員に対しては、毎年研修を行い、被害者の心理やカウンセリング技術の手法等に いての知識習得や、資質の向上を図っています。

を容認する傾向にあることも問題です。

デートDVとDVは生活の本拠を共にする関係か否かの差があるだけで、暴力をふるう! 将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対しDV(デー

#### 【今後の取組み】

①若い世代に対するデートDV防止啓発講座の開催

県内大学、短期大学において、大学生、短期大学生を対象としたデートDV防止啓発 講座を開催するほか、県教育委員会と連携し、高校生を対象としたデートDV防止啓発 講座を開催します。なお、デートDV防止啓発講座の開催に当たっては、より多くの学 生や生徒に学ぶ機会を提供できるよう工夫するとともに、内容の充実に努めます。また、 中学生を対象としたデートDV防止啓発講座の開催について検討します。

# ②被害者相談窓口の周知

若い世代が気兼ねなく交際相手からの暴力について相談できるよう、支援センター等 の相談窓口の周知を図ります。

重点目標3 職務上関係する者の資質向上を目指した研修や啓発の充実 【現状と課題】

DVの被害者に対する支援にはさまざまな分野での取組みが必要です。また、職務上関 DVの被害者に対する支援にはさまざまな分野での取組みが必要です。また、職務上関 ついての知識習得や、資質の向上を図っており、平成16年度に作成した「相談員のための

しかし、被害者早期発見及び二次被害防止のためには、相談担当職員以外の関係機関職 員に対する研修も必要です。

このため、教育関係者や医療関係者、民生児童委員、人権擁護委員、社会福祉関係職員 等を対象とした啓発資料を作成し、DVの特性、通報や保護命令制度などについて理解を|対象とした啓発資料を作成し、DVの特性、通報や保護命令制度などについて理解を求め 求めています。

さらに、DVの被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や福祉関係者に対して、今 後も引き続き、研修会等の実施による啓発が必要です。

### 【今後の取組み】

①被害者支援に関わる職員に対する研修

相談担当職員等被害者の支援に直接関わる職員に対して、DV・性暴力被害者等の人 権への配慮や特性、通信機器等に関する理解を深めるための研修を実施し、相談担当職 員等のレベルアップに努めるとともに、相談担当職員自身のバーンアウト(※1)や代 理受傷(※2)を防ぐための研修も取り入れるなど、研修内容の充実を図ります。

福祉事務所、保健所等の被害者と直接接する立場にある窓口職員に対しても、被害者 への二次被害を防止するための研修や、被害者に対する理解を深める研修を実施すると ともに、その他の地方公共団体の職員に対しても、DVの防止に対する理解を促すよう 努めます。

なお、特に被害者及びその関係者の安全を確保するため、秘密の保持や個人情報の管 理について十分配慮するよう徹底します。

(※1) 物事に取り組んでいる最中に、突然それまでの意欲が失われ、無力感に陥ること (※2)他の人が経験した悲惨な出来事を知ったり、聞いたりすることによって、同じ経 (※2)他の人が経験した悲惨な出来事を知ったり、聞いたりすることによって、同じ経 験をしたような気持ちになること

# ②子どもへの対応が必要な職員に対する研修

教育関係者、放課後児童指導員、保育士等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、 DVの特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について研修を通じて周知徹底 を図るよう市町、市町教育委員会及び関係機関へ協力を要請します。

ドメスティック・バイオレンス被害者対応マニュアル(平成23年3月改定)」が関係機関 で活用されています。

しかし、被害者早期発見及び二次的被害防止のためには、相談担当職員以外の関係機関 職員に対する研修も必要です。

また、教育関係者や医療関係者、民生児童委員・人権擁護委員、社会福祉関係職員等を ています。

更に、DVの被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や福祉関係者に対して、今日 後も引き続き、研修会等の実施による啓発が必要です。

#### 【今後の取組み】

①被害者支援に関わる職員に対する研修

相談担当職員等被害者の支援に直接関わる職員に対して、DVの特性についての知識 やカウンセリング技術の手法を習得するための研修を継続するとともに、レベルアップ のための研修の実施に努めるほか、相談担当職員自身のバーンアウト(※1)や代理受 傷(※2)を防ぐための研修も取り入れるなど、研修内容の充実を図ります。

また、改正DV防止法や最新の資料に基づき、必要に応じて、「相談員のためのドメ スティック・バイオレンス被害者対応マニュアル」の改定版を作成します。

福祉事務所、保健所等の被害者と直接接する立場にある窓口職員に対しても、被害者 への二次的被害を防止するための研修や、被害者に対する理解を深める研修を実施する とともに、その他の地方公共団体の職員に対しても、DVの防止に対する理解を促すよ う努めます。

なお、特に被害者及びその関係者の安全を確保するため、秘密の保持や個人情報の管 理について十分配慮するよう徹底します。

(※1) 物事に取り組んでいる最中に、突然それまでの意欲が失われ、無力感に陥ること 験をしたような気持ちになること

# ②子どもへの対応が必要な職員に対する研修

教育関係者、放課後児童指導員、保育士等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、 DVの特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について研修を通じて周知徹底 を図るよう市町、市町教育委員会及び関係機関へ協力を要請します。

### ③医療関係者への啓発

県医師会、県看護協会と連携し、医師その他の医療関係者を対象とした研修会等への 講師派遣や啓発用資料の提供などにより、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、 被害者保護についての啓発に努めます。また、大学の医学部や看護学校に、被害者心理 や通報について理解を促進するための講座の実施について協力を求めます。

#### ④人権擁護委員、民生児童委員等への啓発

県人権擁護委員連合会、県民生児童委員協議会と連携し、人権擁護委員、民生児童委 員等を対象とした研修会等への講師派遣や啓発用資料の提供などにより、通報や情報提 供に関する法の規定とその趣旨、被害者保護についての啓発に努め、身近な相談員とし て活動してもらうよう協力を求めます。

## ⑤社会福祉関係職員等への啓発

地域包括支援センター職員や、高齢者、障がい者の訪問介護を行う職員等を対象とし た研修会等への講師派遣や啓発用資料の提供などにより、通報や情報提供に関する法の 規定とその趣旨、被害者保護についての理解促進に努めます。

### 重点目標4 情報収集の推進

# 【現状と課題】

これまでに県が実施した「男女共同参画に関する世論調査」の中で、DVについてもア これまでに県が実施した「男女共同参画に関する世論調査」の中で、DVについてもア ンケートを行い、被害の実態を調査しました。

の調査が必要です。また、DVの被害者が外国人や障がい者、高齢者、男性等である場合の調査が必要です。なお、DVの被害者が外国人や障害者、高齢者、男性等である場合の の対応も必要であるほか、暴力の防止のためには、被害者の保護の充実と同時に、加害者対応も必要であるほか、暴力の防止のためには、被害者の保護の充実と同時に、加害者が が暴力を振るわないようにするための対策も必要です。

情報収集を推進していくことが重要です。

# 【今後の取組み】

### ①DVの実態調査

DV防止に関する県の施策に資するため、「男女共同参画に関する世論調査」等によ り被害の実態を調査します。また、高校生や大学生・短大生に対するデートDV・件暴 力防止啓発講座においても、アンケートにより被害の実態を調査します。

#### ③医療関係者への啓発

県医師会、県看護協会と連携し、医師その他の医療関係者を対象とした研修会等への 講師派遣や啓発用資料の提供などにより、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、 被害者保護についての啓発に努めます。また、大学の医学部や看護学校に、被害者心理 や通報について理解を促進するための講座の実施について協力を求めます。

#### ④人権擁護委員、民生児童委員等への啓発

県人権擁護委員連合会、県民生児童委員協議会と連携し、人権擁護委員、民生児童委 員等を対象とした研修会等への講師派遣や啓発用資料の提供などにより、通報や情報提 供に関する法の規定とその趣旨、被害者保護についての啓発に努め、身近な相談員とし て活動してもらうよう協力を求めます。

#### (5)社会福祉関係職員等への啓発

地域包括支援センター職員や、高齢者、障害者の訪問介護を行う職員等を対象とした 研修会等への講師派遣や啓発用資料の提供などにより、通報や情報提供に関する法の規 定とその趣旨、被害者保護についての理解促進に努めます。

# 重点目標4 情報収集の推進

# 【現状と課題】

ンケートを行い、被害の実態を調査しました。

今後も、様々な方法により被害の実態や被害者の意識、必要としている支援等についてして後も、様々な方法により被害の実態や被害者の意識、必要としている支援等について 暴力を振るわないようにするための対策も必要です。

こうしたことに総合的に対応していくためには、それぞれの関係機関が協力、連携してしこうしたことに総合的に対応していくためには、それぞれの関係機関が協力、連携して 情報収集を推進していくことが重要です。

# 【今後の取組み】

# ①DVの実態調査

DV防止に関する県の施策に資するため、「男女共同参画に関する世論調査」等によ り被害の実態を調査します。また、高校生や大学生・短大生に対するデートDV防止啓 発講座においても、アンケートにより被害の実態を調査します。

#### ②被害者の意識に関する調査

配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者の意識や必要としている支援の内容等 について、個人のプライバシーに配慮しながら、被害者の協力を得て調査します。

#### ③多様な被害者に関する情報収集

外国人や障がい者、高齢者、男性を含む多様な被害者に対応するため、国や他の地方 公共団体での取組みや関係調査等、必要な情報を収集し関係機関に提供します。

#### ④加害者の更生に関する情報収集

配偶者暴力加害者プログラムについて、国は調査研究事業において試行的に実施し、 令和5年5月に公共団体が実施する際の留意事項について整理、公表したところです。 被害者支援の観点から、加害者プログラムの実施は重要な施策の一つですが、加害者 に利用されるリスクや被害者に更なるDV被害のおそれがあることも認識すべきリスク として指摘されており、国の更なる調査研究成果や実施自治体の取組状況について、引 き続き情報を収集します。

#### 基本目標Ⅱ 保護体制の整備

うえ、被害者が家庭内の事情等様々な理由から保護を受けることをためらう傾向がありましうえ、被害者が家庭内の事情等様々な理由から保護を受けることをためらう傾向がありま す。DVを解決する第一歩は、まず、早期に専門相談機関等に相談することです。被害者 す。 がいつでも安心して気兼ねなく相談でき、被害者の意向を尊重した適切な対応、支援がで きるような体制づくりや施設を充実させていく必要があります。

また、女性支援法では、女性相談支援センターは、DVや性暴力、ストーカー行為、人 また、保護の実施にあたっては、被害者や同伴者の安全の確保を最優先に取り組む必要 身取引、何らかの事情で帰宅困難な場合等において、支援対象者を一時保護することとさがあります。 れています。支援対象者は、医療的・心理的ケアが必要である、妊娠している、児童を同 伴している、高齢である、未成年である、通学機会を確保する必要があるなど、その状況 は様々です。このため、DV被害者等の困難な問題を抱える女性の保護の実施にあたって は、被害者や同伴者の安全の確保を最優先に、心身の被害の回復に向けた医学的・心理的 な援助や同伴児童の学習支援等に取り組む必要があります。しかしながら、施設において 適切な支援が提供できない場合も考えられることから、支援対象者の保護に適した多様な 一時保護先を確保する必要もあります。

#### ②被害者の意識に関する調査

支援センターと連携し、被害者の意識や必要としている支援の内容等について、個人 のプライバシーに配慮しながら、被害者の協力を得て調査します。

#### ③多様な被害者に関する情報収集

外国人や障害者、高齢者、男性を含む多様な被害者に対応するため、国や他の地方公 共団体での取組みや関係調査等、必要な情報を収集し関係機関に提供します。

#### ④加害者の更生に関する情報収集

加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては、未確認 な部分が多く、場合によっては被害者にとって危険なものとなり得ることも指摘されて いるので、被害者の安全を第1に考えながら、暴力事犯者に対するプログラムその他の 国の取組み等について情報を収集します。

#### 基本目標Ⅱ 保護体制の整備

DVは、家庭の中で行われるため表面化しにくく、外部からの発見が困難な問題である DVは、家庭の中で行われるため表面化しにくく、外部からの発見が困難な問題である

DVを解決する第一歩は、まず、早期に専門相談機関等に相談することです。被害者が いつでも安心して気軽に相談でき、被害者の意向を尊重した適切な対応、支援ができるよ うな体制づくりや施設を充実させていく必要があります。

新

### 重点目標1 相談体制の充実

### 【現状と課題】

参画センターを配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設とし、DVに関する相談 I一を支援センターの機能を果たす施設とし、DVに関する相談業務を行うとともに、東予、 業務を行うとともに、東予子ども・女性支援センター、南予子ども・女性支援センター及||南予地方局及び6市に婦人相談員を配置し、被害者に身近な立場で相談を受付けているほ び6市に女性相談支援員を配置し、被害者に身近な立場で相談を受け付けているほか、女|か、婦人相談所では悩みを持つ女性を対象に夜間に電話での相談を受付ける「女性夜間ダ 性相談支援センターでは悩みを持つ女性を対象に夜間に電話での相談を受け付ける「女性|イヤル」を実施しています。その他、福祉事務所では、幅広い相談の中でDVに対する相 のための夜間電話相談」を実施しています。その他、福祉事務所では、幅広い相談の中で|談も受付けており、警察でも、24時間相談を受付けています。 DVに対する相談も受け付けており、警察でも、24時間相談を受け付けています。

の相談に365日24時間体制で対応しており、今後とも、暴力被害の拡大防止と迅速・適切な相談機関が入居する総合保健福祉センターに移転したところであり、今後とも、暴力被害 対応のため、国のDV相談+やDV相談ナビ(井8008)も含めた相談窓口の一層の周知と の拡大防止と迅速・適切な対応のため、相談窓口の一層の周知と関係機関との連携を強化 関係機関との連携を強化する必要があります。

に、県と市町の配偶者暴力相談支援センターのあり方についても検討する必要があります。市町の支援センターのあり方についても検討する必要があります。 加えて、女性支援法施行により市町における女性相談支援員の配置が努力義務となったこ とを踏まえ、住民に身近な市町において相談支援や関係者調整に当たる支援員の配置が求 められています。

はける暴力の予防という観点において、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応おける暴力の予防という観点において、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応 |することが望ましいといえます。女性相談支援センターにおいては、女性支援法に基づき、|することが望ましいといえます。婦人相談所においては、生活の本拠を共にする関係以外 生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力を含め、配偶者やパートナー、親族の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法に基づく運用により、正常な生活 等からの暴力、性暴力・性的虐待、経済的な困窮、障害・疾病、住居問題、ストーカー被「を営む上で困難な問題があり、かつ、現に保護や援助を必要とする状態にあると認められ「 客、アダルトビデオ出演強要、IKビジネス被害等、正常な生活を営む上で困難な問題がある場合には適切な対応を行うこととされています。 あり、かつ、現に保護や援助を必要とする状態にあると認められる場合には適切な対応を 行うこととされています。

## 【今後の取組み】

①女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センター機能の強化 女性支援法の下では、女性相談支援センターにおいて支援の対象となり得る者は、妊 産婦や高齢者、障がい者、未成年者、外国人など様々であり、加えて、DV被害男性や

### 重点目標1 相談体制の充実

### 【現状と課題】

本県では、DV防止法に基づき、平成14年4月から、女性相談支援センターと男女共同 本県では、DV防止法に基づき、平成14年4月から、婦人相談所と男女共同参画センタ

旧

また、平成30年9月から、ひめここ(#8891)において性暴力被害者本人や家族等から また、婦人相談所は平成20年9月に中央児童相談所、心と体の健康センター等の複数の する必要があります。

市町においては、平成20年1月の改正DV防止法施行により、配偶者暴力相談支援セン 市町においては、平成20年1月の改正DV防止法施行により、支援センターの設置が努 ターの設置が努力義務となりましたが、同センターを設置している市町は少ないため(令和力義務となりましたが、支援センターを設置している市町は少ないため(平成26年4月現 6年3月現在、新居浜市のみ)、今後、市町に対し同センターの設置を働きかけるととも<br/>
在、新居浜市のみ)、今後、市町に対し支援センターの設置を働きかけるとともに、県と

なお、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手については、婚姻関係に至った場合にしなお、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手については、婚姻関係に至った場合に

# 【今後の取組み】

①配偶者暴力相談支援センター機能の強化

性自認が女性のトランスジェンダーの者から相談が寄せられる可能性があります。

女性相談支援センターは、一時保護機能を有することから、DV被害以外の支援対象者への対応を含め、配偶者暴力相談支援センターの中心機関として、男女共同参画センター等関係機関との更なる連携に努めるとともに、支援対象者の意向を踏まえ、適切な対応機関へつなぐことができる連携体制づくりに取り組みます。

また、今後、市町に配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援員が設置された場合には、各センターが連携し、支援対象者への助言、支援ができるよう努めます。

さらに、女性相談支援センターは、ワンストップサービス(※3)の機能を有する総合保健福祉センター内において、児童相談所等との一層の連携強化に努めます。男女共同参画センターにおいては、配偶者暴力相談支援センター機能に加えて、一般相談・男性相談・心理相談・法律相談など多くの相談機能を有していることや、ひめここと適宜緊密な連携をとれることから、性別や年齢に関わらず幅広い相談支援に努めます。

(※3) 必要な行政サービスを1箇所で、総合的・複合的に提供すること

#### ②市町の相談体制整備への働きかけ

DV被害者にとって身近な立場にある市町は、相談や情報提供、自立支援など被害者の保護を図る上での中心的存在として、その果たす役割が大きいことから、配偶者暴力相談支援センターを未設置の市町に対して同センターを設置するよう積極的に働きかけるとともに、県と市町の配偶者暴力相談支援センターの役割分担について検討します。

また、市町において、配偶者暴力相談支援センターの速やかな設置が困難な場合には、それまでの間、市町内の関係部門の連携の下、相談受付や情報の提供など配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすべき機関を定め、その相談窓口を設置するなど住民が相談しやすい体制の整備に取り組むよう働きかけます。

なお、その他の困難を抱える女性支援についても、支援を行うとともに、関係機関と 適切に連携が図られるよう働きかけます。

### ③休日・夜間相談窓口の充実

女性相談支援センターが中心となって、各相談機関が連携し、休日や夜間も含めた電話相談体制を維持し、相談機会の確保に努めます。

また、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、若年層を始めとした困難を抱える女性の支援に円滑につながるよう、女性相談支援センターでのSNSを活用した相談体制の導入を検討するほか、地域においてSNS相談を含めた活動に取り組む民間支援団体の掘り起し、育成に取り組みます。

婦人相談所は、一時保護機能を有することから、支援センターの中心機関として、男女共同参画センター等関係機関との更なる連携に努めます。また、今後、市町に支援センターが設置された場合には、各支援センターが連携し、被害者への助言、支援ができるよう努めます。

更に、婦人相談所は、ワンストップサービス(※3)の機能を有する総合保健福祉センター内において、児童相談所等との一層の連携強化に努めます。

(※3) 必要な行政サービスを1箇所で、総合的・複合的に提供すること

#### ②市町の相談体制整備への働きかけ

被害者にとって身近な立場にある市町は、相談や情報提供、自立支援など被害者の保護を図る上での中心的存在として、その果たす役割が大きいことから、支援センターを未設置の市町に対して支援センターを設置するよう積極的に働きかけるとともに、県と市町の支援センターの役割分担について検討します。

なお、市町において、支援センターの速やかな設置が困難な場合には、それまでの間、 市町内の関係部門の連携の下、相談受付や情報の提供など支援センターとしての機能を 果たすべき機関を定め、その相談窓口を設置するなど住民が相談しやすい体制の整備に 取り組むよう働きかけます。

# ③休日・夜間相談窓口の充実

婦人相談所が中心となって、各相談機関が連携し、休日や夜間も含めた電話相談の体制の充実を図ります。

#### ④外国語、点字による支援情報の提供(再掲)

配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関の連絡先等を記載したリーフレットを外国語や点字で作成し、公共機関や医療機関に配布することにより、外国人等に相談機関の周知を図ります。

#### ⑤外国人への適切な対応の徹底

日本語の不自由な外国人被害者からの相談に応じるため、基本的事項に関する外国語会話のマニュアルを作成し各相談窓口に配布するほか、必要に応じ、(公財)愛媛県国際交流協会の協力を得てできる限り通訳を確保し、外国人への適切な対応に努めます。

### ⑥障がい者への適切な対応の徹底

NPOやボランティアに協力を求めるほか、視聴覚福祉センターと連携し、手話での相談ができるように努めます。また、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、保健所及び心と体の健康センターや市町の設置する相談支援機関において、障がい者への相談に適切に対応します。

さらに、今後、配偶者暴力相談支援センターのバリアフリー化や、電話以外の方法による相談にも対応できるよう検討します。

なお、障がい者虐待にも当たると思われる場合は、法律の規定により、事案に応じ、 配偶者暴力相談支援センターから市町に通報を行うことが必要です。また、配偶者暴力 相談支援センターにおける被害者への支援に際しては、市町と十分に連携を図ります。

### (7)高齢者への適切な対応の徹底

高齢者虐待の相談・発見の中心となる市町や各地域包括支援センター等と連携を図りながら、高齢者の相談に適切に対応します。

なお、高齢者虐待にも当たると思われる場合は、法律の規定により、事案に応じ、配偶者暴力相談支援センターから市町に通報を行うことが必要です。また、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者への支援に際しては、市町と十分に連携を図ります。

### ⑧女性相談支援員による相談

女性相談支援センター以外の女性相談支援員は支援対象者に身近な地域で相談を受け付けており、その役割は大きく、相談の課題解決に当たっては、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者自らが選択し、決定するために必要な情報を提供し、適切な助言や支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うことに努め

#### ④外国語、点字による支援情報の提供 (再掲)

支援センターなどの相談機関の連絡先等を記載したリーフレットを外国語や点字で作成し、公共機関や医療機関に配布することにより、外国人等に相談機関の周知を図ります。

#### ⑤外国人への適切な対応の徹底

日本語の不自由な外国人被害者からの相談に応じるため、基本的事項に関する外国語会話のマニュアルを作成し各相談窓口に配布するほか、必要に応じ、(公財)愛媛県国際交流協会の協力を得てできる限り通訳を確保し、外国人への適切な対応に努めます。

### ⑥障害者への適切な対応の徹底

NPOやボランティアに協力を求めるほか、視聴覚福祉センターと連携し、手話での相談ができるように努めます。また、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、保健所及び心と体の健康センターや市町の設置する相談支援機関において、障害者への相談に適切に対応します。

更に、今後、支援センターのバリアフリー化や、電話以外の方法による相談にも対応 できるよう検討します。

なお、障害者虐待にも当たると思われる場合は、法律の規定により、事案に応じ、支援センターから市町に通報を行うことが必要です。また、支援センターにおける被害者への支援に際しては、市町と十分に連携を図ります。

# ⑦高齢者への適切な対応の徹底

高齢者虐待の相談・発見の中心となる市町や各地域包括支援センター等と連携を図りながら、高齢者の相談に適切に対応します。

なお、高齢者虐待にも当たると思われる場合は、法律の規定により、事案に応じ、支援センターから市町に通報を行うことが必要です。また、支援センターにおける被害者への支援に際しては、市町と十分に連携を図ります。

# ⑧婦人相談員による相談

婦人相談員は被害者に身近な地域で相談を受け付けており、その役割は大きく、相談の課題解決に当たっては、被害者自らが選択し、決定するために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことに努めます。

ます。

また、的確に援助が実施されるよう、関連の法律や施策、制度等の専門知識のより-層の習得に努めます。

さらに、女性相談支援員が設置されていない市町への設置を積極的に働きかけます。 市町において、女性相談支援員の速やかな設置が困難な場合には、それまでの間、女性 相談を担当する部署において必要な支援が行われるよう働きかけます。

#### (9)困難な問題を抱える女性の支援に関わる職員に対する研修(一部再掲)

相談担当職員等被害者の支援に直接関わる職員に対して、DV・性暴力被害女性等の人権への配慮や特性、通信機器等に関する理解を深めるための研修を実施し、相談担当職員等のレベルアップに努めるとともに、バーンアウトや代理受傷を防ぐための研修も取り入れるなど、研修内容の充実を図ります。

また、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の養成及び資質の向上を図るため、専門的な人材の育成に関する国の調査研究の内容も踏まえ、効果的な研修を実施します。

#### ⑩警察での支援

警察では24時間体制で相談を受け付けており、自衛措置の教示や関係機関の紹介、警察がとり得る各種措置を教示し、被害者の意思決定を支援するほか、被害者の意思を踏まえた加害者の検挙、指導警告を行います。

また、被害者の多くが女性であるという状況に配慮し、できるだけ被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

# 印福祉事務所での支援

生活保護、児童、ひとり親等の相談に応じる中で、DVがあると認められる場合には、DVに対する相談も行い、配偶者暴力相談支援センターの情報提供や、必要に応じ相談に行くことを勧めます。

また、市の福祉事務所にも同様な対応を要請します。

# ⑩医療関係者への協力依頼

医療関係者が、DVや性暴力の被害者を発見した場合には、被害者が自らの意思に基づき、女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、ひめここ等を適切に利用できるよう、これらの相談機関に関する積極的な情報提供等について、関係団体を通じる等により、協力を求めます。

また、的確に援助が実施されるよう、関連の法律や施策、制度等の専門知識のより一層の習得に努めます。

更に、婦人相談員が設置されていない市への設置を積極的に働きかけます。

#### ⑨被害者支援に関わる職員に対する研修(一部再掲)

相談担当職員等被害者の支援に直接関わる職員に対して、被害者に対する理解を深め、 DVの特性についての知識やカウンセリング技術の手法を習得する研修の継続ととも に、バーンアウトや代理受傷を防ぐための研修も取り入れるなど、研修内容の充実を図 ります。

#### 10警察での支援

警察では24時間体制で相談を受け付けており、自衛措置の教示や関係機関の紹介、警察がとり得る各種措置を教示し、被害者の意思決定を支援するほか、被害者の意思を踏まえた加害者の検挙、指導警告を行います。

また、被害者の多くが女性であるという状況に配慮し、できるだけ被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

# ⑪福祉事務所での支援

生活保護、児童、母子等の相談に応じる中で、DVがあると認められる場合には、DVに対する相談も行い、支援センターの情報提供や、必要に応じて相談に行くことを勧めます。

また、市の福祉事務所にも同様な対応を要請します。

# ⑩医療関係者への協力依頼

医療関係者が、DVの被害者を発見した場合には、被害者が自らの意思に基づき、支援センターや婦人相談員制度等を適切に利用できるよう、これらの相談機関に関する積極的な情報提供等について、関係団体を通じる等により、協力を求めます。

#### ③苦情に対する適切な対応の徹底

女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、その他の 関係機関では、被害者側からの、担当した職員の対応内容についての苦情には、当該職 員以外の職員が受け付けるなど誠実な対応に努めていますが、苦情の申し出先を分りや すくするなど、今後、各機関において苦情処理の手続きを明確にして、適切かつ迅速に これを処理し、職務の執行の改善に反映させるよう努めます。

#### 重点目標2 一時保護体制の充実

#### 【現状と課題】

本県が運営する一時保護所では、これまで警察と連携のうえ、24時間体制でDV被害者 本県の一時保護所は、警察と連携のうえ、24時間体制で被害者の受け入れに対応できる の保護を行うとともに、旧売春防止法に基づく運用により、正常な生活を営む上で困難な|体制となっています。また、県内の他の施設や県外の施設とも連携し被害者の様々なニー 問題を有しており、かつ、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる場合には「ズに合わせた保護を行っています。 適切な対応を行ってきました。

また、県内の他の施設や県外の施設とも連携し、被害者の様々なニーズに合わせた保護しているため、施設機能の強化を図る必要があります。 を行っていますが、支援対象者の保護に至る経緯や置かれた状況は、ますます多様化、複| 今後とも、被害者及び同伴者の安全を第一に考慮し、専門家と一体になり、心身の健康 雑化しているため、施設機能の強化を図るとともに、個々の支援対象者の状況に応じた適|状態を踏まえ被害者が安心して過ごせる場所の確保が必要です。 切な保護を行う観点から、母子生活支援施設や障害者支援施設、民間シェルター等の外部 なお、一時保護所においては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に 委託先を複数確保しておく必要があります。

状態を踏まえ被害者が安心して過ごせる場所の確保が必要です。

### 【今後の取組み】

### ①一時保護機能の強化

DVやストーカー、性暴力等の被害における一時保護は、緊急に保護することを目的 に行われるものであることから、警備設備の整備と併せて警備会社や警察と連携し、加 害者からの追及に対する備えの強化に努めます。

また、一時保護後において支援方針を検討するに際し、嘱託医等を活用して支援対象 者の健康状態を把握するとともに、心理的ケアが必要な場合は心理療法担当職員による 心理療法を行うほか、離婚、親権問題など法的知識が必要な場合は弁護士からの助言を 得るなど、専門家と一体になり、支援対象者が安定して援助を受けながら、一時保護期 間を過ごせるようより一層支援します。

#### ②一時保護委託先の確保

#### ③苦情に対する適切な対応の徹底

支援センター、警察、福祉事務所、その他の関係機関では、被害者側からの、担当し た職員の対応内容についての苦情には、当該職員以外の職員が受付けるなど誠実な対応 に努めていますが、苦情の申し出先を分りやすくするなど、今後、各機関において苦情 処理の手続きを明確にして、適切かつ迅速にこれを処理し、職務の執行の改善に反映さ せるよう努めます。

#### 重点目標2 一時保護体制の充実

#### 【現状と課題】

しかしながら、被害者の保護に至る経緯及び置かれた状況は、ますます多様化、複雑化

関するものも含め、売春防止法に基づく運用により、正常な生活を営む上で困難な問題を - 今後とも、被害者及び同伴者の安全を第一に考慮し、専門家と一体になり、心身の健康|有しており、かつ、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる場合には適切な 対応を行うこととされています。

# 【今後の取組み】

### ①一時保護機能の強化

一時保護は、DVを避けるため、緊急に保護することを目的に行われるものであるこ とから、警備設備の整備と併せて警備会社や警察と連携し、加害者からの追及に対する 備えの強化に努めます。

また、心理的ケアが必要な入所者に対して心理療法士による心理療法を行うほか、離 婚、親権問題など法的知識が必要な場合は弁護士からの助言を得るなど、専門家と一体 になり、被害者が安定して援助を受けながら、一時保護期間を過ごせるようより一層支 援します。

### ②一時保護委託先の確保

個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護ができるよう、受け入れ可能な施設数の 増加に努めます。特に障がい者や高齢者で介護が必要な被害者への対応については、市 町と連携を図ります。また、一時保護委託先の地域間格差の解消に努めます。なお、男 性被害者の受け入れ先として適切な施設の確保を検討します。

#### ③緊急時における安全の確保

緊急に保護を求めてきたDV等の被害者に対して、一時保護が行われるまでの間の安全を確保するため、女性相談支援センター、警察、市町等関係機関の連携方策を検討します。

#### ④広域連携の推進

DV等の被害者の県境を越えた送り出しや受け入れに際し、委託などの手続きや費用 負担、退所後の支援方針が円滑に調整されるよう他都道府県との情報交換に一層努めま す。

#### ⑤同伴児童への支援

児童に面前DVによる心的外傷がある、養育が不十分である等の状況にある場合は、 児童虐待事案として適切に対応するとともに、一時保護時の同伴児童についても、あらかじめ、児童相談所や学校、教育委員会と連携し、専門家のカウンセリングによる心のケアや学習支援など適切な支援が実施されるよう努めます。

#### ⑥外国人への配慮

外国人が一時保護所内での生活に困らないように、外国語での説明書を作成します。 また、(公財) 愛媛県国際交流協会の協力を得て、退所後の情報の提供に努めます。

# ⑦一時保護中の退所に向けた支援

一時保護中においては、ソーシャルワークの視点から、支援対象者の自立に必要な様々な情報提供を行い、退所後の生活について支援対象者の意思を確認しつつ、自立のための支援計画を策定します。

また、一時保護所退所後において、直ちに自立することが困難な支援対象者については、本人の同意のもと、必要に応じて女性相談支援センターや市町の女性相談支援員、福祉事務所、保健センター等が連携し、新たに支援の中心的な役割を担う支援機関が主体となって、支援対象者と定期的に連絡をとる等の継続的なフォローアップや相談支援等を行い、地域での生活再建を支えるアフターケアに努めます。

県内の施設の現状を把握し、受け入れ可能な施設数の増加に努めます。特に障害者や高齢者で介護が必要な被害者への対応については、市町と連携を図ります。また、一時保護委託先の地域間格差の解消に努めます。なお、男性被害者の受け入れ先として適切な施設の確保を検討します。

#### ③緊急時における安全の確保

緊急に保護を求めてきた被害者に対して、一時保護が行われるまでの間の安全を確保 するため、婦人相談所、警察、市町等関係機関の連携方策を検討します。

### ④広域連携の推進

被害者の県境を越えた送り出しや受け入れに際し、より円滑に委託などの手続きが行えるよう他都道府県との情報交換に一層努めます。

#### ⑤同伴児童への支援

配偶者に対する暴力が、児童虐待に当たる可能性もあることから、適切に対応するとともに、同伴児童についても、あらかじめ、児童相談所や学校、教育委員会と連携し、専門家のカウンセリングによる心のケア等適切な支援が実施されるよう努めます。

### ⑥外国人への配慮

外国人が一時保護所内での生活に困らないように、外国語での説明書を作成します。 また、(公財) 愛媛県国際交流協会の協力を得て、退所後の情報の提供に努めます。

# ⑦退所者に対する支援

一時保護所退所後帰宅した被害者に対し、本人の同意のもと、暴力の再発防止や健康相談のため、必要に応じて婦人相談所及び福祉事務所、保健センター等が連携し、被害者に危険が伴わないよう十分配慮のうえ、定期的に相談に応じるなど、支援が途切れることのないように努めます。

重点目標3 被害者保護体制の充実

【現状と課題】

した。

さらに、令和6年4月施行の改正DV防止法により、保護命令の対象にこれまでの「生 局・身体」への脅迫に加えて、自由、名誉又は財産に対する脅迫が加わるとともに、被害 者や同居する未成年の子に対するSNS等の送信や位置情報の無承諾取得等を禁止するな ど、保護命令制度の更なる拡充が図られました。

被害者を支援する機関が第一に優先すべきは、被害者の安全確保です。そのためには、 加害者や加害者から依頼を受けた第三者からの問い合わせ、同伴児童を通した追及などに加害者や加害者から依頼を受けた第三者からの問い合わせ、同伴児童を通した追及などに 配慮することが必要です。

このため、住民基本台帳の閲覧等の制限や住民票の異動がなくても就学を可能にすることこのため、住民基本台帳の閲覧等の制限や住民票の異動がなくても就学を可能にするこ となどの被害者への支援措置が迅速かつ慎重に行われるよう、あらかじめ関係機関と対応しなどの被害者への支援措置が迅速かつ慎重に行われるよう、あらかじめ関係機関と対応 を協議し、加害者からの問い合わせには応じないという統一した体制の強化を図る必要がしを協議し、加害者からの問い合わせには応じないという統一した体制の強化を図る必要が あります。

# 【今後の取組み】

①配偶者暴力相談支援センターの対応

加害者からの問い合わせには応じないよう、日ごろから加害者への対処法について研 究、研修を行い、組織としての対応をより徹底します。

また、保護命令制度について被害者に説明し、被害者が希望する場合は、申立て方法 等必要な事項について、一層わかりやすい助言を行います。

さらに、必要に応じ、警察や地方裁判所に情報提供を行います。

②警察の対応

重点目標3 被害者保護体制の充実

#### 【現状と課題】

平成20年1月の改正DV防止法施行により、保護命令の対象となる暴力に配偶者からの 生命等に対する脅迫が加わるとともに、被害者の親族等への接近禁止命令を発することが できるようになり、また、被害者への接近禁止命令と併せて電話等を禁止するなど、保護 命令制度の拡充が図られました。

平成26年1月の改正DV防止法施行により、保護命令の申立ては、生活の本拠を共にす 更に、平成26年1月の改正DV防止法施行により、保護命令の申立ては、生活の本拠を る交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をす|共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。) る関係にある相手方からの暴力(当該関係にある相手方からの身体に対する暴力等を受けしをする関係にある相手方からの暴力(当該関係にある相手方からの身体に対する暴力等を た後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き「受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き 受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者についても、可能となりまにき受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者についても、可能とな りました。

> 被害者を支援する機関が第1に優先すべきは、被害者の安全確保です。そのためには、 配慮することが必要です。

> あります。

# 【今後の取組み】

①配偶者暴力相談支援センターの対応

加害者からの問い合わせには応じないよう、日ごろから加害者への対処法について研 究、研修を行い、組織としての対応をより徹底します。

また、保護命令制度について被害者に説明し、被害者が希望する場合は、申立て方法 等必要な事項について、一層わかりやすい助言を行います。

更に、必要に応じ、警察や地方裁判所に情報提供を行います。

②警察の対応

緊急を要する被害者の保護に応じたり、被害者の申出により、被害防止交渉を行う場所としての警察施設の供用や、加害者からの行方不明者届不受理など必要な援助を行います。

また、必要に応じて、被害者の身辺をパトロールするなど、加害者からの保護に努めます。

なお、加害者に保護命令が出されている場合は、制度を遵守するよう指導し、違反が あれば直ちに検挙します。

#### ③学校、保育所等への協力要請

DV等の被害者の希望によって同伴児童が転校したり保護命令が発令されたりする場合もあることから、教育委員会の行う研修会等で、転校についての留意事項や保護命令制度について周知を行い、同伴児童の安全の確保に努めます。

また、同伴児童が保育所を利用する場合は、同様に保育関係者の理解と協力を求めます。

#### ④市町住民基本台帳事務担当窓口での対応

被害者の住所探索が行われないよう、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票写しの交付請求等についてはもとより、加害者のなりすましや加害者の依頼を受けた第三者からの交付請求等を防止するため、厳格な本人確認や請求事由の審査を行うよう市町に対し助言します。

また、被害者の前住所地や本籍地の市町に対しても同様の対応をとるなど連携して被害者の保護を図ります。

### ⑤司法手続に関する支援

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が安心して保護命令の申立て等に臨めるよう、裁判所や警察などの関係機関と連携をより強化するとともに、手続の際は助言、付き添いなどのサポートを行います。

### 基本目標Ⅲ DV被害者及び困難な問題を抱える女性の自立支援

女性支援法では、女性本人の心身の安全確保を最優先に、その意思を最大限尊重したうえで、相談やアウトリーチ等による発見から相談へつなぐことが重要とされており、一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所や生活支援、被害からの回復支援を行い、安定的な日常生活や社会生活に向けた自立支援まで、支援対象者に寄り添い続ける包括的な支

緊急を要する被害者の保護に応じたり、被害者の申出により、被害防止交渉を行う場所としての警察施設の供用や、加害者からの捜索願不受理など必要な援助を行います。

また、必要に応じて、被害者の身辺をパトロールするなど、加害者からの保護に努めます。

なお、加害者に保護命令が出されている場合は、制度を遵守するよう指導し、違反があれば直ちに検挙します。

## ③学校、保育所等への協力要請

被害者の希望によって同伴児童が転校したり保護命令が発令されたりする場合もあることから、教育委員会の行う研修会等で、転校についての留意事項や保護命令制度について周知を行い、同伴児童の安全の確保に努めます。

また、同伴児童が保育所を利用する場合は、同様に保育関係者の理解と協力を求めます。

## ④市町住民基本台帳事務担当窓口での対応

被害者の住所探索が行われないよう、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、 住民票写しの交付請求等についてはもとより、加害者のなりすましや加害者の依頼を受けた第3者からの交付請求等を防止するため、厳格な本人確認や請求事由の審査を行うよう市町に対し助言します。

また、被害者の前住所地や本籍地の市町に対しても同様の対応をとるなど連携して被害者の保護を図ります。

# ⑤司法手続に関する支援

支援センターでは、被害者が安心して保護命令の申立て等に臨めるよう、裁判所や警察などの関係機関と連携をより強化するとともに、手続の際は助言、付き添いなどのサポートを行います。

### 基本目標Ⅲ 被害者の自立支援

新

旧

援を実施することとされています。

よる更なる暴力におびえ一時保護所への入所をためらったり、入所後も住宅や生活費、あ一時保護所への入所をためらったり、入所後も住宅や生活費、あるいは子どもの就学の問 るいは子どもの就学の問題から加害者のいる自宅への帰宅を選択せざるを得ないケースも関から加害者のいる自宅に帰宅せざるを得ないケースもあります。このような被害者を少 あります。自分を大切にする方法を選択することができるよう、自立に向けて、被害者のしでも減らしていくためには、自立に向けて、被害者の生き方や意向を尊重した一層の支 生き方や意向を尊重した一層の支援が望まれています。

ップする必要があります。

#### 重点目標1 自立支援に向けた体制の整備

# 【現状と課題】

女性が直面する困難な問題は、DVや性暴力被害、生活困窮、障害や疾病、住居問題等 の多岐にわたり、相談者の被害や状況に応じた様々な相談機関がありますが、被害の潜在 化の防止を図る観点から、困難に直面した場合には相談して支援を受けることができると いう意識の醸成を図るため、各種相談窓口やDV及び女性支援施策の周知・啓発に努める 必要があります。

な煩雑な手続を行うことが困難な状況にある場合があります。このため、被害者が自立し続を行うことが困難な状況にある場合があります。このため、被害者が自立していくため ていくためには、女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センターから、住宅、就業、には、支援センターから、住宅、就業、援護及び保護施設の利用等の情報提供を受けるこ 援護及び保護施設の利用等の情報提供を受けることや、必要な公的なサービスを受けるたしとや、必要な公的なサービスを受けるための手続が、不適切な対応による二次的被害を受 めの手続が、不適切な対応による二次被害を受けることなく円滑に行えるよう関係機関のけることなく円滑に行えるよう関係機関の連携と配慮が必要です。 連携と配慮が必要です。

また、新たな生活をスムーズに送るためにも、被害者への様々なサポート活動が可能な 民間支援団体等とも連携した長期的な支援策を検討する必要があります。

# 【今後の取組み】

①県民に対するDV及び女性支援施策の広報活動の実施(一部再掲)

DV等の被害など困難な問題を抱える女性が相談できる国や県、市町、民間支援団体 の相談窓口及び利用可能な女性支援施策について、「若年層の性暴力被害予防月間」期 間中(4月1日~30日)や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11月12日~25日) を中心に、県の広報紙、テレビ、ラジオ、SNS等による重点的な情報提供を行うなど、 若年女性から中高年女性まで幅広い年代の困難な問題を抱える女性が適切な支援機関に

また、DVや性暴力等の被害者の中には、自立の目途が立たないという理由や、追及に 被害者の中には、自立の目途が立たないという理由や、追及による更なる暴力におびえ 援が望まれています。

加害者から離れ自立することを目指す被害者が、新しい生活を始めるためには、行政の 加害者から離れ自立することを目指す被害者が、新しい生活を始めるためには、行政の みならず社会全体での被害者に対する理解と支援が必要です。被害者とその家族が社会のみならず社会全体での被害者に対する理解と支援が必要です。被害者とその家族が社会の 中で安全に生活できる環境づくりのため、各方面の関係機関と連携して全面的にバックア中で安全に生活できる環境づくりのため、各方面の関係機関と連携して全面的にバックア ップする必要があります。

重点目標1 自立支援に向けた体制の整備

【現状と課題】

DV等の被害者は度重なる暴力等のため、心理的なダメージが大きく新たな生活に必要 被害者は度重なる暴力のため、心理的なダメージが大きく新たな生活に必要な煩雑な手

また、新たな生活をスムーズに送るためにも、被害者への様々なサポート活動が可能な 民間支援団体等とも連携した長期的な支援策を検討する必要があります。

# 【今後の取組み】

つながるよう、あらゆる機会を通じて周知・啓発に努めます。その際、交際関係にある 同性間でも暴力が行われることがあることや、外国人や障がい者、高齢者、男性、性的 マイノリティなど多様な被害者がいることも併せて啓発します。

#### ②女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援

女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターはDV等の被害など困難な問題を抱える女性の自立を促進するため、住宅の確保、就業支援、援護等に関する制度の利用や保護施設の利用についての情報の提供、助言、関係機関の連絡調整を行っていますが、自立に必要な支援や関係機関は多岐にわたるため、情報収集を行うとともに、個々の事案について、支援対象者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施等、自立のために必要な支援措置が適切に講じられるようにする等、関係機関とのより緊密な連携に一層努めます。

また、社会保険制度及び法律扶助制度等について的確に被害者に説明できるよう弁護士会等の協力を得ながら相談員の専門研修を実施するとともに、随時、DV等被害者法律相談援助に係る弁護士相談(無料)の紹介を行います。

なお、指定管理者が配偶者暴力相談支援センターの施設を管理する場合、その指定の際には、二次被害の防止に必要な情報の提供等により、被害者の支援に支障がないようにします。

### ③施設への入所支援

女性相談支援センターでは、DV被害者など居住して保護を受けることが必要な支援対象者及び同伴者が女性自立支援施設のほか、適切な施設に入所できるよう情報の収集に努めるとともに、同伴者の有無や支援対象者の年齢、心身の状態などに応じて、母子生活支援施設や高齢者施設、障害者施設、生活困窮者対応施設、自立援助ホーム(※4)(契約入所を含む)等の施設へスムーズに入所できるよう関係機関と一層の連携を図ります。

また、女性自立支援施設については、これまで入居生活上の制約等で敬遠され、利用が低迷している現状を踏まえ、可能な限り入所者の希望に沿った対応を行い、円滑な施設入所につなげられるよう努めます。

なお、支援を必要とする妊産婦に対しては、市町のこども家庭センター(※5)や子育て世代包括支援センター等と連携した支援を行うとともに、一時保護受入れや妊産婦等生活援助事業(※6)による支援が行える体制整備に取り組みます。

(※4) 児童福祉法に基づき、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童

#### ①配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援

支援センターは、被害者の自立支援を促進するため、住宅の確保、就業支援、援護等に関する制度の利用や保護施設の利用についての情報の提供、助言、関係機関の連絡調整を行っていますが、自立に必要な支援や関係機関は多岐に渡るため、情報収集を行うとともに、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施等、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるようにする等、関係機関とのより緊密な連携に一層努めます。

また、社会保険制度及び法律扶助制度等について的確に被害者に説明できるよう相談員の専門研修を実施するとともに、随時、弁護士相談(無料)の紹介を行います。

なお、指定管理者が支援センターの施設を管理する場合、その指定の際には、「相談 員のためのドメスティック・バイオレンス被害者対応マニュアル」等の配布、二次的被 害の防止に必要な情報の提供等により、被害者の支援に支障がないようにします。

# ②施設への入所

婦人相談所では、被害者及び同伴者が婦人保護施設のほか、適切な施設に入所できるよう情報の収集に努めます。また、障害者や高齢者で介護が必要な被害者についても、適切な施設へスムーズに入所できるよう関係機関と一層の連携を図ります。

f | H

等に対し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う施設

- (※5) 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関
- (※6) 児童福祉法に基づき、家庭生活に困難を抱える妊婦に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等の支援を行う事業

#### ④被害回復支援

DVや性暴力等の被害者など困難な問題を抱える女性の中には、心的外傷や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさを抱える者がいることから、女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、ひめここにおいては、女性の被害回復に向け、医療機関等の専門機関や嘱託医等と連携しながら、トラウマケアなど心理的ケアを行います。

#### ⑤住宅の確保・情報提供

DV被害者世帯の県営住宅への入居については、入居優遇世帯としての取扱いを行っているところですが、各県営住宅担当窓口においては、DV被害者から入居相談があった場合、市町営住宅や他地域の公営住宅についても積極的に担当窓口の紹介や情報提供に努めます。

市町に対しては、市町営住宅へDV被害者世帯を入居優遇世帯として取り扱うよう引き続き要請します。

また、身元保証人が得られないことで民間のアパート等の賃借が困難となっている被害者のために、「身元保証人確保対策事業」の普及を図ります。

さらに、安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、支援者や他の入所者と生活の場を共にする支援(日常生活の回復支援)につなげられるよう、民間支援団体等と連携し、若年女性等向けのシェアハウス(※7)等の社会資源の開拓に取り組みます。今後、概ね3年以内に、県内東予・中予・南予の各地域において、受入れ協力施設を2か所以上確保することを目指します。

(※7) 一つの住居に複数人が共同で生活する賃貸物件

# ⑥就業への支援

国の機関である公共職業安定所が、困難な問題を抱える女性からの相談に応じて就業に関する助言や情報提供を行うほか、県では高等技術専門校や愛媛県若年者就職支援センター(愛称「ジョブカフェ愛work」)(※8)において職業訓練や職業相談を行います。

#### ③住宅の確保

DV被害者世帯の県営住宅への入居については、入居優遇世帯としての取扱いを行っているところですが、各県営住宅担当窓口においては、DV被害者から入居相談があった場合、市町営住宅や他地域の公営住宅についても積極的に担当窓口の紹介や情報提供に努めます。

市町に対しては、市町営住宅へDV被害者世帯を入居優遇世帯として取り扱うよう引き続き要請します。

また、身元保証人が得られないことで民間のアパート等の賃借が困難となっている被害者のために、「身元保証人確保対策事業」の普及を図ります。

### ④就業への支援

国の機関である公共職業安定所が、被害者からの相談に応じて就業に関する助言や情報提供を行うほか、県では高等技術専門校や愛媛県若年者就職支援センター(愛称「ジョブカフェ愛work」)(※4)において職業訓練や職業相談を行います。

公共職業安定所に対しては、相談時にDV等の被害者が担当職員から二次被害を受けることがないよう、被害者のおかれている立場に配慮した対応を要請するとともに、県においても、被害者の心理等を理解した職業訓練や職業相談に努めます。

また、身元保証人が得られないことで就業が困難となっている被害者のために、「身元保証人確保対策事業」の普及を図ります。

(※8) 若年者等に対する求人情報の提供や職業の紹介、相談などの雇用対策、人材育成を総合的に実施するための施設

#### (7)経済的自立に向けた支援

福祉事務所等の福祉の窓口(市町の窓口を含む)では、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、その他法令の定めるところにより、支援対象者の立場に立った経済的自立に向けたアドバイスを行います。

#### ⑧医療保険、年金の情報提供

女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターは、支援対象者からの医療保険や国民年金等に関する相談があった場合は、事案に応じたきめ細やかな情報提供に努めます。

# ⑨子どもの就学、保育の情報提供

女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校等と連携し、支援対象者に対し、事案に応じ、同居する子どもの就学や保育所入所についての必要な情報提供に努めます。

# ⑩退所者に対する支援(一部再掲)

一時保護所退所者などで、直ちに自立することが困難な支援対象者については、本人の同意のもと、女性相談支援センターや市町の女性相談支援員、福祉事務所、保健センター等が連携し、新たに支援の中心的な役割を担う支援機関が主体となって、支援対象者と定期的に連絡をとる等の継続的なフォローアップや相談支援等を行い、地域での生活再建を支えるアフターケアに努めます。

また、希望する人には、新しい生活を送る地域の中で被害者家族が孤立することのないよう民生児童委員にサポートを要請します。

### ⑪民間支援団体等との連携強化

公共職業安定所に対しては、相談時に被害者が担当職員から二次的被害を受けることがないよう、被害者のおかれている立場に配慮した対応を要請するとともに、県においても、被害者の心理等を理解した職業訓練や職業相談に努めます。

また、身元保証人が得られないことで就業が困難となっている被害者のために、「身元保証人確保対策事業」の普及を図ります。

(※4) 若年者等に対する求人情報の提供や職業の紹介、相談などの雇用対策、人材育成を総合的に実施するための施設

#### ⑤経済的自立に向けた支援

福祉事務所等の福祉の窓口(市町の窓口を含む)では、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、その他法令の定めるところにより、被害者の立場に立った経済的自立に向けたアドバイスを行います。

#### ⑥医療保険、年金の情報提供

支援センターは、被害者からの医療保険や国民年金等に関する相談があった場合は、事案に応じたきめ細やかな情報提供に努めます。

# ⑦子どもの就学、保育の情報提供

支援センターは、教育委員会や学校等と連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子どもの就学や保育所入所についての必要な情報提供に努めます。

# ⑧退所者に対する支援(一部再掲)

一時保護所退所者などで自立を希望する被害者については、本人の同意のもと、必要に応じて、婦人相談所及び福祉事務所、保健センター等が連携し、被害者に危険が伴わないよう十分配慮のうえ、定期的に相談に応じるなど支援が途切れることのないよう努めます。

また、希望する人には、新しい生活を送る地域の中で被害者家族が孤立することのないよう民生児童委員にサポートを要請します。

# ⑨民間支援団体等との連携強化

DV等の被害者の保護や自立支援を目的としたシェルター(※9)やステップハウス (※10)、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅など社会資源の開拓に取り組むとともに、 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット 法)に規定する居住支援法人等との連携も含め、自立に向けた居住支援や見守り、生活 支援の体制構築に努めます。

(※9) 暴力や虐待などを受けた被害者を、加害者から緊急、一時的に、隔離・保護する ための施設

(※10) 暴力等の被害者に対して、家庭や地域社会等への復帰に向けた自立支援を行うた めの施設

重点目標2 同伴児童に対するケアと支援の推進

# 【現状と課題】

DVは子どもの心身に様々な影響を及ぼすこともあることから、女性相談支援センター DVは子どもの心身に様々な影響を及ぼすこともあることから、婦人相談所では心理判 理療法担当職員と連携を図りながら心のケアに努めています。

また、必要に応じて児童相談所で同伴児童の一時保護を行っています。一時保護中でも」また、必要に応じて児童相談所で同伴児童の一時保護を行っています。 児童の教育を受ける権利が保障されるよう学習支援を行っています。

偶者に対する暴力があること(面前DV)は、暴力を目撃した子どもにとって著しい心理|しい心理的外傷を与えている、また、同時に児童虐待が行われている可能性があるとの認 的外傷を与えている、また、同時に児童虐待が行われている可能性があるとの認識のもと、識のもと、同伴児童の心のケアに努めるとともに、就学や保育所入所等の手続や退所後の |同伴児童の心のケアに努めるとともに、就学や保育所入所等の手続や退所後の同伴児童の||同伴児童の心のケアがスムーズに行えるよう児童相談所等の関係機関との連携をより一層 心のケアがスムーズに行えるよう児童相談所等の関係機関との連携をより一層密にする必密にする必要があります。 要があります。

# 【今後の取組み】

①同伴児童への支援(再掲)

児童に面前DVによる心的外傷がある、養育が不十分である等の状況にある場合は、 |児童虐待事案として適切に対応するとともに、同伴児童についても、あらかじめ、児童| 相談所や学校、教育委員会と連携し、専門家のカウンセリングによる心のケアや学習支援 など適切な支援が実施されるよう努めます。

### ②児童相談所の支援

女性相談支援センターとの連携を一層密にし、同伴児童に対し、通所や訪問により個

被害者の保護及び支援を目的に、ボランティア、NPO等が、シェルター(※5)、 ステップハウス(※6)の設置などを行う場合は、県は積極的に協力、連携に努めます。

(※5) 暴力や虐待などを受けた被害者を、加害者から緊急、一時的に、隔離・保護する ための施設

(※6) 暴力等の被害者に対して、家庭や地域社会等への復帰に向けた自立支援を行うた めの施設

重点目標2 同伴児童に対するケアと支援の推進

#### 【現状と課題】

では児童心理司(児童相談所兼務)が、被害者だけでなく同伴児童に対しても嘱託医や心|定員(児童相談所兼務)が、被害者だけでなく同伴児童に対しても嘱託医や心理療法士と 連携を図りながら心のケアに努めています。

DVは、直接子どもに向けられた暴力ではなくても、子どもが同居する家庭において配 DVは、直接子どもに向けられた暴力ではなくても、暴力を目撃した子どもにとって著

### 【今後の取組み】

①同伴児童への支援(再掲)

配偶者に対する暴力が、児童虐待に当たる可能性もあることから、適切に対応すると ともに、同伴児童についても、あらかじめ、児童相談所や学校、教育委員会と連携し、専 門家のカウンセリングによる心のケア等適切な支援が実施されるよう努めます。

# ②児童相談所の支援

婦人相談所との連携を一層密にし、同伴児童に対し、通所や訪問により個別的な心理

別的な心理療法や集団療法、又は児童養護施設等への入所措置等、児童の状況に応じた 適切な対応に努めます。

また、児童虐待対応の第一義的な機関である各市町及び各市町が設置している要保護 児童対策地域協議会において、面前DV等による児童虐待についても早期発見と再発防 止、必要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように 情報を共有し一層の連携に努めます。

#### ③学校、保育所等への協力要請(再掲)

DV等の被害者の希望によって同伴児童が転校したり保護命令が発令されたりする場 合もあることから、教育委員会の行う研修会等で、転校についての留意事項や保護命令 制度について周知を行い、同伴児童の安全確保に努めます。

また、同伴児童が保育所を利用する場合は、同様に保育関係者の理解と協力を求めま す。

#### ④同伴児童の安全確保

DV等の被害者からの相談の際、同伴児童が、登下校中等に加害者からの連れ去りな どの可能性がある場合には、被害者は裁判所に対し、子どもの保護命令(接近禁止命令) が申立てできることを助言します。

また、警察や学校、教育委員会と連携をより密にして、通学路等での同伴児童の安全確 保に努めます。

### 基本目標IV 関係機関等との連携

のもとに情報を共有し、連携を行うことによって、支援対象者に対する支援を効果的に実とによって、被害者に対する支援を効果的に実施することが可能になります。このため、 護、自立支援等さまざまな段階での多様な被害者のニーズに合わせた支援を行うことが必被害者のニーズに合わせた支援を行うことが必要です。 要です。

談は少なく、支援を必要としながらも相談に至っていないケースが存在すると考えられま「者に対する支援をより充実したものとするため、民間支援団体との連携が必要となってい す。このため、民間支援団体と協働して、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用し|ます。 た相談支援、アウトリーチによる早期発見など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい 支援を行うため、女性支援に関して柔軟性に富んだ様々な活動を展開する民間支援団体の

療法や集団療法、又は児童養護施設等への入所措置等、児童の状況に応じた適切な対応 に努めます。

また、児童虐待対応の第一義的な機関である各市町及び各市町が設置している要保護 児童対策地域協議会において、DVによる児童虐待についても早期発見と再発防止、必 要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように情報を 共有し一層の連携に努めます。

#### ③学校、保育所等への協力要請(再掲)

被害者の希望によって同伴児童が転校したり保護命令が発令されたりする場合もある ことから、教育委員会の行う研修会等で、転校についての留意事項や保護命令制度につ いて周知を行い、同伴児童の安全確保に努めます。

また、同伴児童が保育所を利用する場合は、同様に保育関係者の理解と協力を求めま

#### ④同伴児童の安全確保

被害者からの相談の際、同伴児童が、登下校中等に加害者からの連れ去りなどの可能 性がある場合には、被害者は裁判所に対し、子どもの保護命令(接近禁止命令)が申立 てできることを助言します。

また、警察や学校、教育委員会と連携をより密にして、通学路等での同伴児童の安全確 保に努めます。

### 基本目標IV 関係機関等の連携

DV等の被害者やその他の困難な問題を抱える女性に対する支援には、相談を受ける機 DVの被害者に対する支援には、相談を受ける機関だけでなく、さまざまな分野の機関 関だけでなく、さまざまな分野の機関が関わっています。これらの機関が、共通した認識」が関わっています。これらの機関が、共通した認識のもとに情報を共有し、連携を行うこ 施することが可能になります。このため、関係機関は緊密に連携し、日々の相談、一時保関係機関は緊密に連携し、日々の相談、一時保護、自立支援等さまざまな段階での多様な

これまで、本県の女性相談機関では、生きづらさを抱える10代20代の若年女性からの相 一方、民間支援団体は、被害者の個人個人の事情に応じた柔軟な支援が可能です。被害

掘り起しや育成を図り、連携して支援に取り組んでいくことが必要です。

#### 重点目標1 関係機関等の連携強化

# 【現状と課題】

ィック・バイオレンス防止対策推進会議を設置し、県の施策への提言や情報交換をしてい「ィック・バイオレンス防止対策推進会議を設置し、県の施策への提言や情報交換をしてい ます。また、関係相談機関の長で構成するドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会にます。また、関係相談機関の長で構成するドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会に おいて情報交換を行い、相談体制の充実強化を図っており、令和5年のDV防止法改正によおいて情報交換を行い、相談体制の充実強化を図っています。 って規定された法定協議会の代表者会議に位置付けています。

には、DV施策の分野を超えた様々な分野からの関係機関相互の連携強化が必要なため、「の関係機関相互の連携強化が必要なため、既存の会の会員を増やすなどの見直しが必要で ドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会を女性支援法で定める支援調整会議を兼ねす。また、支援センターが中心となり、関係機関によるさらに緊密なネットワークを構築 る会議体として改組し、民間支援団体を含めた幅広い適切な者に参画を求めていくことが「する必要があります。更に、子どもの就学等への対応のため、学校や保育所等との連携、 必要です。

また、関係機関が緊密に連携しながら、支援対象者の置かれた状況に応じてきめ細やか な、つながり続ける支援を行うため、困難な問題を抱える女性の支援に直接携わる者で構 成する実務者会議や実際の個別事案の支援方針を協議する個別ケース検討会議の仕組みを 導入するなど、重層的な支援体制とすることが求められています。

さらに、子どもの就学等への対応のため、学校や保育所等との連携、被害者の早期発見 や法的支援に重要な役割を担う医師会や弁護士会との連携が必要です。

なお、広域的な連携としては、全国知事会での申し合わせにより、県境を越える女性相 |談支援センター間で被害者の受け入れ、移送を行うこととしています。

### 【今後の取組み】

# ①関係機関等連携体制の充実

学識経験者、司法関係者、福祉関係者等で構成するドメスティック・バイオレンス防止 対策推進会議での意見を県の施策に活かし、効果的な施策の推進を図ります。

国、県及び市町の関係相談機関の長で構成するドメスティック・バイオレンス防止対策 連絡会(法定協議会)を母体に、就労支援機関や民間支援団体を始め幅広い分野の機関・ 団体を会員に加え、支援調整会議を兼ねた会議体として、それぞれの長による代表者会 議において、本県のDV及び女性支援施策の取組状況や支援内容、方向性等について検 討します。

また、女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性の支援にあたって、配偶者 暴力相談支援センターやひめここ、各市町の女性相談支援員等の関係機関間の円滑な連

#### 重点目標1 関係機関等の連携強化

### 【現状と課題】

- 県では、平成18年10月に県の施策を効果的に実施するため、有識者で構成するドメステ - 県では、平成18年10月に県の施策を効果的に実施するため、有識者で構成するドメステ

旧

今後、DV等の被害者の保護や困難な問題を抱える女性の自立支援を効果的に行うため」今後も引き続き、被害者の保護及び自立支援を効果的に行うためには、様々な分野から 被害者の早期発見や法的支援に重要な役割を担う医師会や弁護士会との連携が必要です。

> なお、広域的な連携としては、全国知事会での申し合わせにより、県境を越える婦人相 談所間で被害者の受け入れ、移送を行うこととしています。

# 【今後の取組み】

# ①関係機関等連携体制の充実

学識経験者、司法関係者、福祉関係者等で構成するドメスティック・バイオレンス防止 対策推進会議での意見を県の施策に活かし、効果的な施策の推進を図ります。

国、県及び市の関係相談機関の長で構成するドメスティック・バイオレンス防止対策連 絡会に、町及び民間の関係相談機関の長を会員に加えるなど相談体制の充実強化につい て検討します。

また、支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築を検討するとともに、 相談担当職員間の密接な連携や支援体制の充実が図れるように、意見交換や事例研究な

携が図られるよう主たる調整機能を果たすとともに、県及び市町において困難な問題を 抱える女性の支援に直接携わる者で構成する実務者会議や、個々の事案の具体的な支援 方針を協議する個別ケース検討会議の仕組みの導入について検討します。

さらに、女性相談支援センターを中心とした相談機関のネットワークにおいて、意見 交換や事例研究、研修を実施するなど、相談担当職員のレベルアップに取り組みます。

これらの取組み等により、DV等の被害者やその他の困難な問題を抱える女性の意思 が尊重され、支援対象者の立場に立った支援を切れ目なく行うことができるよう努めま す。

なお、引き続き他都道府県との一層の連携に努めます。

### ②学校、保育所等との連携

同伴児童の就学等への対応のため、学校、保育所等と連携を図ります。また、就学や 保護命令制度についての情報提供を行い、同伴児童に対する必要な支援体制が取れるよ うに努めます。さらに、同伴児童の転出先や居住地等の情報を適切に管理するよう要請 します。

#### ③医師会、弁護士会との連携

DV等の被害者など困難な問題を抱える女性には医療的な対応が必要な場合があるこ とから、医師会を通じて医療機関と緊密な連携を取るとともに、女性相談支援センター や配偶者暴力相談支援センター、警察への通報や情報提供について協力を求めます。

また、DV等の被害者には離婚手続きや刑事手続き等の法的支援を必要とする場合も あることから、弁護士会に被害者の心理にも配慮した相談への対応についての協力を求し めます。

# 重点目標2 市町のDV及び女性支援施策の推進

### 【現状と課題】

平成20年1月の改正DV防止法施行により、DV基本計画の策定と配偶者暴力相談支援 平成20年1月の改正DV防止法施行により、基本計画の策定と支援センターの設置が市 センターの設置が、女性支援法施行により困難な問題を抱える女性への支援に関する基本町の努力義務となりました。このことにより、被害者の保護及び自立支援を効果的に行う V等の被害者の保護及び困難な問題を抱える女性の自立支援を効果的に行うためには、市|年6月現在、基本計画策定済の市町は10市町、支援センター設置済の市町は1市町です。 町においてより一層の取組みが求められています。しかしながら、令和6年3月現在、D V基本計画策定済の市町は19市町、配偶者暴力相談支援センター設置済の市町は1市、ま た、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定(予定含む)の市町は4市町、 女性相談支援員(旧婦人相談員)配置済の市町は6市となっています。

どが行える機会を拡充します。

これらの取組み等により、被害者の意思が尊重され、被害者の立場に立った支援を切 れ目なく行うことができるよう努めます。

なお、引き続き他都道府県との一層の連携に努めます。

#### ②学校、保育所等との連携

同伴児童の就学等への対応のため、学校、保育所等と連携を図ります。また、就学や 保護命令制度についての情報提供を行い、同伴児童に対する必要な支援体制が取れるよ うに努めます。更に、同伴児童の転出先や居住地等の情報を適切に管理するよう要請し ます。

#### ③医師会、弁護士会との連携

被害者には医療的な対応が必要な場合があることから、医師会を通じて医療機関と緊 密な連携を取るとともに、支援センターや警察への通報や情報提供について協力を求め ます。

また、被害者には離婚手続き等法的支援を必要とする場合もあるので、弁護士会に被 害者の心理にも配慮した相談への対応についての協力を求めます。

# 重点目標2 市町のDV施策への支援

### 【現状と課題】

|計画の策定と女性相談支援員の設置が市町の努力義務となりました。このことにより、D |ためには、市町においてより一層の取り組みが求められています。しかしながら、平成26

県は、今後、助言や情報提供により市町に対して各基本計画の早期策定と配偶者暴力相談 支援センターや女性相談支援員の設置を働きかけるとともに、市町のDV施策及び困難な間で働きかけていく必要があります。また、市町のDV施策が円滑に進むよう支援する必 問題を抱える女性支援施策が円滑に進むよう支援する必要があります。

【今後の取組み】

(1)市町基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター等の設置支援

市町DV及び女性支援施策担当者会議を開催し、市町のDVや女性支援施策に関する 情報交換を行い効果的な施策の実施を支援するとともに、市町の各基本計画の早期策定 並びに配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援員の早期設置が実現するよう支援 します。

### ②市町の連携体制整備への働きかけ

市町においても関係機関が緊密に連携しつつ、DV等の被害者やその他の困難な問題 を抱える女性への支援に取り組む必要があることから、市町単位での関係機関の協議会 等の連携体制の整備について働きかけます。

また、DV等の被害者その他の困難な問題を抱える女性からの相談や家庭内暴力等に 関する通報を受け付け、各市町の女性相談支援員を中心に支援対象者の保護から自立支 援まで切れ目なく行うための総合的な体制を構築できるよう支援します。

#### 重点目標3 民間支援団体との協働体制の整備

### 【現状と課題】

判所への同行等の支援活動のほか、賃貸物件への入居支援や見守り、生活支援などの活動はれています。このような配偶者からの暴力の問題に取り組む団体に対して情報提供を行 が行われています。

しかしながら、一部の大都市で見られるような若年女性を対象とした訪問や巡回、居場 今後も引き続き、積極的な情報提供や研修への参加呼びかけにより団体を支援し、協働 |取り組む民間支援団体は現状ありません。女性が抱える困難な問題が多様化、複合化、複Nて検討する必要があります。 雑化する中で、女性相談支援センター等の行政機関とともに、支援を必要とする女性の早 期発見や多様な相談への対応、自立に向けた支援を担う民間支援団体を掘り起し、育成・ 強化を図っていく必要があります。

これまで、DV等の被害者支援に取り組む団体に対して情報提供を行うほか、県主催の 相談員研修への参加呼びかけにより団体を支援してきましたが、今後は、これらに加え、 住居確保支援等に取り組む団体など、困難な問題を抱える女性を含む要支援者を対象に活 動する団体に対して、積極的に情報提供を行い、民間支援団体との協働による支援体制の

県は、今後、助言や情報提供により市町に対して基本計画の早期策定と支援センターの設 要があります。

### 【今後の取組み】

①市町基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター設置への支援

市町DV施策担当者会議を開催し、市町のDV施策に関する情報交換を行い効果的な 施策の実施を支援するとともに、市町基本計画の早期策定と支援センターの早期設置を 支援します。

### ②市町の連携体制整備への働きかけ

市町においても関係機関が緊密に連携しつつ被害者支援に取り組む必要があることか ら、市町単位での関係機関の協議会等の連携体制の整備について働きかけます。

また、被害者からの相談及び家庭内暴力等に関する通報を受け付け、並びに被害者に 対する支援を切れ目なく行うための総合的な体制を構築できるよう支援します。

# 重点目標3 民間支援団体との協働体制の整備

# 【現状と課題】

県内でもNPO法人等の支援団体において、家庭の悩みやDV等に関する相談対応、裁l 県内でも相談や被害者の裁判所への同行等の支援活動を行うボランティアの団体が設立 うほか、県主催の相談員研修への参加を呼びかけています。

|所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見などの支援活動に||体制の整備を図ります。また、ドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会への参加につ

新

旧

### 構築に取り組みます。

また、民間支援団体との連携強化や支援方針の共有を図るため、新たに組織する支援調 整会議への参画について検討する必要があります。

#### 【今後の取組み】

#### ①民間支援団体への支援

国からの通知や啓発資料などの情報を積極的に提供します。

また、DV等の被害者支援に取り組む団体に対して、引き続き県主催の相談員研修へ の参加を呼びかけ、相談技術等の向上により、民間の特性を活かしたDV等の被害者支 援活動が継続して行えるよう支援します。

さらに、これから困難な問題を抱える女性を焦点とした活動をしようとする団体に対 して、国や県、市町のバックアップなど積極的な情報提供を行います。

#### ②民間支援団体との連携

県が主催する支援調整会議の代表者会議のほか、個別の支援対象者への切れ目のない 支援に向けて地域の支援関係者の連携を深めるため、実務者会議や個別ケース検討会議 への民間支援団体の参加を検討します。

# ③民間支援団体との協働

若年女性を対象とした訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、ア ウトリーチによる早期発見など、行政機関では対応が行き届きにくい支援の実施が可能 な団体を掘り起し、協働して総合的な支援体制を構築します。当面は、県内最大の繁華 街がある松山市を中心にこれらの活動を展開する民間支援団体について、1団体の掘り 起こしを目指します。

### 5 計画の期間・内容の見直し

ただし、本計画は、関係法令の改正のほか、国が策定したDV防止基本方針や女性支援関に応じて見直すこととします。 基本方針が見直された場合、新たに盛り込むべき事項が生じた場合に、必要に応じて見直 すこととします。

### (【図表①~③】及び巻末資料省略)

# 【今後の取組み】

#### ①民間支援団体への支援

国からの通知や啓発資料などの情報を積極的に提供します。また、引き続き県主催の 相談員研修への参加を呼びかけ、相談技術等の向上により、民間の特性を活かしたDV 被害者支援活動が継続して行えるよう支援します。また、これから活動しようとする団 体に対しても積極的な情報提供を行います。

#### ②民間支援団体との連携

県が主催するドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会に民間支援団体の参加を 検討します。

# ③民間支援団体との協働

民間支援団体の豊富な知識と経験を活かすためにも、県が主催するDV被害の防止研 修会等をこれらの団体と協働で実施するよう検討します。

### 4 計画の見直し

本計画は令和6年度を始期とし、5年ごとに計画の進捗状況を踏まえて見直しを行いま この計画は、国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に 関する基本的な方針」が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合に、必

#### (巻末資料省略)